

宇都宮市水防計画

(修正案)

宇 都 宮 市

宇都宮市水防計画目次

第 1 章	総則	1
第 2 章	水防組織	1
第 3 章	監視警戒及び重要水防箇所	5
第 4 章	器具資材及び施設の整備運用並びに輸送	8
第 5 章	通信連絡	10
第 6 章	気象庁が行う気象注意報・警報・情報	12
第 7 章	洪水予報	16
第 8 章	水位情報の通知及び周知	18
第 9 章	観測通報	19
第 10 章	水防警報	21
第 11 章	水防機関の活動	23
第 12 章	決壊時の処置	36
第 13 章	協力応援	36
第 14 章	水防報告	37
第 15 章	その他	39

別表

別表 1	水防関係機関連絡先	40
別表 2	鬼怒川洪水予報（下館河川事務所）	41
別表 3	洪水予報（栃木県）	44
別表 4	水位周知（栃木県）	46
別表 5	鬼怒川水防警報（下館河川事務所）	47
別表 6	水防警報（栃木県）	49
別表 7	被害状況様式	50
別表 8	水防活動実施報告	51

資料

1	水防法	52
2	気象業務法（抄）	73
3	重要水防箇所評定基準	76
4	水防関係常用語	78

宇都宮市水防計画

第1章 総則

第1 目的

この計画は、水防法（昭和24年6月4日法第193号以下「法」という。）第33条の規定に基づき、県の水防計画に応じ、本市水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送、水防活動及び他の水防管理団体等との協力応援並びに水防に必要な器具、資材、設備の運用等を定め、洪水に際し適切円滑な水防の実施を期するものとする。

第2 水防の機関

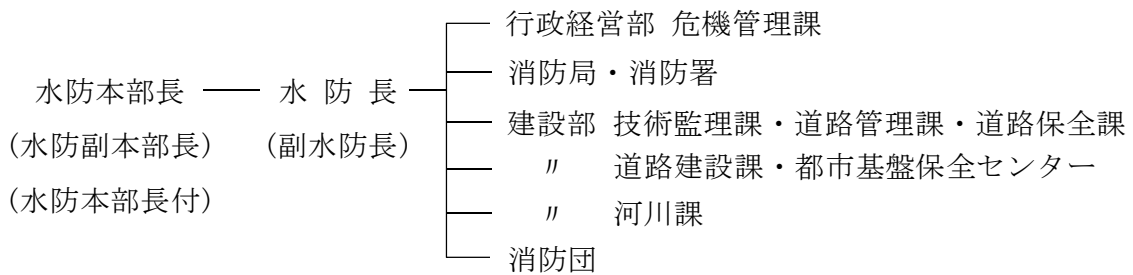
本市には水防団を置かず、消防機関が水防にあたるものとする。

第2章 水防組織

第3 市における水防組織

- 1 市に水防本部〔事務局は消防局（電話625-5500）〕を置き、事務を処理する。
- 2 水防本部を設置する時期は、次のとおりとする。
 - (1) 宇都宮地方气象台から、水防に関する予報及び警報が発せられたとき。
 - (2) 緊急にその必要があるとして、知事から指示があったとき。
 - (3) 市長がその必要があると認めたとき。
- 3 市に災害対策本部が設置された場合の組織は、宇都宮市地域防災計画 風水害・放射線等対策編第2章第1節の定めるところによる。

4 水防組織



- 5 市における水防事務の任務分担及び消防団の編成は、次のとおりとする。

(1) 水防本部関係の任務分担

水防本部長	市	長
水防副本部長	副	市長
”	副	市長
水防本部長付	危機管理監	
水防長	消防長	
副水防長	建設部長	
”	消防団長	

(2) 消防局，署の任務分担表

消 防 長
次 長

班 別		班 長	班 員	分 掌 事 務
総務班		総務課長	総務課員	1. 災害情報の収集に関すること。 2. 関係機関との連絡調整並びに警察，自衛隊等の 応援要請に関すること。 3. 公務災害に関すること。 4. 活動隊の給食に関すること。 5. その他，他の班に属しないこと。
予防班		予防課長	予防課員	1. 水防広報に関すること。 2. 被害状況の収集，調査，集計に関すること。 3. 避難の指導に関すること。
警防班		警防課長	警防課員	1. 水防計画に関すること。 2. 水防資器材の調整，調達に関すること。 3. 災害現場の工法指導及び関係機関との調整に 関すること。
通信指令班		通信指令 課 長	通信指令 課 員	1. 災害情報の受理及び出動指令に関すること。 2. 気象情報，水防関係予報及び警報等の受理，伝 達に関すること。 3. 被害状況の収集伝達及び報告に関すること。 4. 水防通信及び非常招集の伝達に関すること。
署 班	中央班	中 央 消防署長	中央消防 署 員	1. 署員の非常招集に関すること。 2. 水位の観測通報に関すること。 3. 水防資器材の管理運用に関すること。 4. 現場広報に関すること。 5. 重要水防箇所の巡視警戒に関すること。 6. 水防活動及び水難者の救助，救急に関すること。 7. 管内の被害調査に関すること。
	東 班	東 消防署長	東消防 署 員	
	西 班	西 消防署長	西消防 署 員	
	南 班	南 消防署長	南消防 署 員	

(3) 危機管理課の任務分担表

危機管理監

班 別	班 長	班 員	分 掌 事 務
危機管理班	危機管理課 長	危機管理課 員	1. 水防計画に関すること。 2. 災害情報の収集に関すること。 3. 関係機関との連絡調整並びに応援要請に関すること。 4. 気象情報、水防関係予報及び警報等の受理、伝達に関すること。 5. 現場広報及び避難の指示に関すること。 6. 被害調査に関すること。

(4) 河川課，技術監理課，道路管理課，道路保全課の任務分担表

建設部長
建設部次長

班 別	班 長	班 員	分 掌 事 務
河川班	河川課長	河川課員	1. 水防計画に関すること。 2. 通報及び連絡に関すること。 3. 水防技術指導に関すること。 4. 水防巡視に関すること。 5. 水防工事に関すること。 6. 決壊箇所の応急処置に関すること。 7. 現場広報に関すること。 8. 輸送に関すること。 9. 被害状況の収集，調査に関すること。
道路班	技術監理課 長	技術監理課 員	
	道路管理課 長	道路管理課 員	
	道路保全課 長	道路保全課 員	
	道路建設課 長	道路建設課 員	
	都市基盤保全センター 所 長	都市基盤保全センター 所 員	

(5) 消防団の編成表



地 域 別	指 揮 者		配 置 数
	分 団 長	副分団長	
団 本 部	分 団 長	副分団長	45 人
第 1 分 団	〃	〃	20 人
第 2 分 団	〃	〃	20 人
第 3 分 団	〃	〃	20 人
第 4 分 団	〃	〃	20 人
第 5 分 団	〃	〃	20 人
第 6 分 団	〃	〃	20 人
第 7 分 団	〃	〃	20 人
第 8 分 団	〃	〃	20 人
第 9 分 団	〃	〃	20 人
第 10 分 団	〃	〃	20 人
第 11 分 団	〃	〃	20 人
平 石 分 団	〃	〃	165 人
清 原 分 団	〃	〃	105 人
横 川 分 団	〃	〃	150 人
瑞穂野分団	〃	〃	95 人
富 屋 分 団	〃	〃	105 人
国 本 分 団	〃	〃	115 人
豊 郷 分 団	〃	〃	130 人
篠 井 分 団	〃	〃	75 人
城 山 分 団	〃	〃	190 人
雀 宮 分 団	〃	〃	140 人
姿 川 分 団	〃	〃	140 人
上 河 内 分 団	〃	〃	195 人
河 内 東 分 団	〃	〃	145 人
河 内 西 分 団	〃	〃	135 人
合 計			2,150 人

第3章 監視警戒及び重要水防箇所

第4 監視・警戒

市長は、知事から大雨に関する気象状況の通知を受けたとき、または必要があると認めるときは、出水前に必ず巡視員を派遣して堤防の巡視にあたらせるものとする。この巡視は堤防延長2,000mごとに1名以上とする。

- 1 堤防の巡視にあたっては、次の状況に注意するものとする。
 - (1) 堤防の水があふれる状況
 - (2) 表堤防斜面の水当りの強い場所の亀裂及び崩壊
 - (3) 上面の亀裂又は沈下
 - (4) 裏堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び崩壊
 - (5) 樋門の両袖又は底部からの漏水及び扉の締め具合
 - (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取付部分の異常
- 2 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるときは、堤防延長500m～1,000mごとに警戒員1名、連絡員2名の基準で警戒にあたらせるものとする。
- 3 前記の巡視の結果、水防上危険と認められる箇所を発見したときは、速やかに第16の3の系統により関係者に通報するものとする。
- 4 堤防の巡視は、河川ごとに次の表により行うものとする。
- 5 この表に定めるほか、消防長は、消防職員に適宜巡視警戒させるものとする。
- 6 水位標の示す水位が、この計画に定める、氾濫注意水位に達したときは、速やかに第17の3の系統により関係者に通報するものとする。氾濫注意水位を下ったときも同様通報するものとする。

河川名	左右岸別	巡視区間	延長	巡視責任者	人員	連絡方法	備考
鬼怒川	右	さくら市風見境から宮山田町地内	1.5km	上河内分団長	5	第16の3連絡方法による	人員は状況に応じ増員する
〃	〃	上小倉町からJR東北新幹線橋まで	3.0km	〃	9		
〃	〃	JR東北新幹線橋から氏家大橋まで	3.0km	〃	9		
〃	〃	氏家大橋から下ヶ橋町境まで	2.5km	〃	8		
〃	〃	下ヶ橋町境から白沢町境まで	2.2km	河内東分団長	7		
〃	〃	白沢町境から鬼怒グリーンパーク白沢まで	1.4km	〃	5		
〃	〃	鬼怒グリーンパーク白沢から新鬼怒川橋まで	2.9km	〃	9		
〃	〃	新鬼怒川橋より板戸大橋まで	3.1km	〃	10		
〃	〃	板戸大橋から柳田町立町境まで	2.8km	平石分団長	9		
〃	〃	柳田町立町境から瑞穂野地区境まで	3.0km	〃	9		
〃	〃	瑞穂野地区境から下桑島町境まで	3.0km	瑞穂野分団長	9		
〃	〃	下桑島町境から東木代町まで	4.0km	〃	12		
〃	左	岡本頭首工から満美穴町境まで	2.8km	清原分団長	9		
〃	〃	満美穴町境から道場宿緑地まで	1.9km	〃	6		
〃	〃	道場宿緑地から清原放水路まで	3.5km	〃	11		
〃	〃	清原放水路から瑞穂野地区境まで	3.0km	〃	9		
〃	〃	清原地区境から真岡地区境まで	0.8km	瑞穂野分団長	3		
田川	左右	日光市境から篠井地区境まで	3.0km	篠井分団長	9		
〃	〃	篠井地区境から富屋地区境まで	6.0km	富屋分団長	18		
〃	〃	富屋地区境から旧市内まで	6.0km	豊郷分団長	18		
〃	〃	旧市内全区域	4.0km	第5・第6第8分団長	12		
〃	〃	旧市内境から横川地区境まで	5.0km	横川分団長	15		
〃	〃	横川地区境から上三川町境まで	4.5km	雀宮分団長	14		
姿川	〃	国本地区内	1.0km	国本分団長	3		
〃	〃	国本地区境から城山地区内	6.0km	城山分団長	18		
〃	〃	城山地区境から壬生町境まで	6.0km	姿川分団長	18		
赤川	左右	城山地区内	5.0km	城山分団長	15		

河川名	左右岸別	巡視区間	延長	巡視責任者	人員	連絡方法	備考
山田川	〃	上河内地区内	5.0km	上河内分団長	15		
〃	〃	上河内地区境から下田原町前島境まで	5.2km	河内西分団長	16		
〃	〃	下田原町前島境から田川合流まで	4.0km	豊郷分団長	12		
武子川	〃	鹿沼市境から姿川合流まで	2.0km	姿川分団長	6		
釜川	〃	国道119号線から上戸祭町境まで	1.0km	国本分団長	3		
〃	〃	上戸祭町境から大通り都橋まで	3.8km	第1・第3 第10分団長	12		
〃	〃	大通り都橋から田川合流まで	3.2km	第4分団長 第6分団長	10		
新川	〃	東北自動車道から細谷町境まで	1.5km	国本分団長	5		
〃	〃	細谷町境から小幡2丁目まで	3.0km	第1分団長 第11分団長	9		
〃	〃	材木町から宇都宮環状線まで	3.5km	第2分団長 第9分団長	11		
〃	〃	宇都宮環状線から下野市境まで	3.0km	雀宮分団長	9		
越戸川	〃	柳田街道から瑞穂野地区境まで	3.0km	第7分団長 平石分団長	9		
〃	〃	瑞穂野地区境から上三川町境まで	3.7km	瑞穂野分団長	12		
奈坪川 石川	〃	下岡本町釜井台境から横川地区境まで	3.0km	第7分団長 豊郷分団長	9		
奈坪川 谷田川	〃	横川地区境から江川合流まで	2.3km	横川分団長	7		
江川	〃	国道4号線峯橋から瑞穂野地区境まで	3.2km	第7分団長 横川分団長	10		
〃	〃	瑞穂野地区境から上三川町境まで	2.5km	瑞穂野分団長	8		
兵庫川	〃	総合運動公園南から新川合流まで	3.0km	姿川分団長	9		
西川田川	〃	東武鉄道西川田駅東から下野市境まで	3.0km	〃	9		
駒生川 鶴田川	〃	駒生運動公園東から姿川合流まで	7.2km	〃	22		

第5 報告

洪水に際し、市長は消防機関が出動したとき又は、水防作業を開始したとき、若しくは堤防等の異常を発見したときは、第32の3の通報系統に準じて関係者に通報するものとする。

第6 重要水防箇所

本市における重要水防箇所は、宇都宮市水防計画資料編のとおりである。

第4章 器具資材及び施設の整備運用並びに輸送

第7 器具資材及び施設の整備

- 1 本市においては、河川の状況を勘案して、水防倉庫を設置し水防に必要な器具及び資材を備蓄しておくものとする。
- 2 水防倉庫ごとの資器材の備蓄状況は、宇都宮市水防計画資料編のとおりである。
- 3 前項の資器材は、第24により水防機関に出動を命じた場合に、当該出動機関に配布するものとする。
- 4 水防資器材は腐蝕破損しないよう管理者が保管するとともに、資器材の受払いについては、常に帳簿に記入しておくものとする。

第8 予備資材

前記の備蓄資材のほかに必要に応じ迅速にこれを補給するため、あらかじめ次の表により予備資器材を手配しておくものとする。

1 緊急時資材の調達先

品名	所在地・電話番号	所有者	調達方法	輸送方法
青竹	宇都宮市泉町8-27 Tel 6 2 2 - 3 8 3 4	(株)池田竹店	購入	貨物自動車
木杭	宇都宮市西原町69-1 Tel 6 5 8 - 2 4 4 2	石浜建材(株)	〃	〃
ソフトロープ	宇都宮市材木町1-10 Tel 6 3 3 - 2 0 1 2	(株)大塚商店	〃	〃

2 水防資器材の要請

市長は、水防活動により資器材が不足した場合は、所管土木事務所長に県が管理する下表の水防資器材の応援を要請することができる。

品名	備蓄箇所	宇都宮土木事務所 栃木県河内庁舎水防倉庫
かます・空俵・麻袋・土のう等 (枚)		5, 2 5 0
杭 (鉄・木)	(本)	1 2 0
鉄線	(kg)	3 5 0
シート	(枚)	2 2 0
ロープ	(m)	1, 1 7 0

3 県有水防資器材の取扱要領は次のとおりである。

県有水防資器材の取扱要領（抜すい）

（目的）

第1 この要領は別に定めがあるもののほか、県有の水防用資器材器具（以下「資器材」という）の管理並びに水防管理団体への資器材供与等に関し必要な事項を定めるものとする。

（供与の原則）

第3 土木事務所長（以下「所長」という）は緊急事態に対処し、備蓄資器材に不足を生じた水防管理団体から、資器材の応援要請があった場合にその必要を認めたときは、資器材を供与することができる。ただし、器具については貸与とする。

2 所長は前項によって資器材を供与等したときは、当該水防管理団体から受領証を徴しておかなければならない。

第9 緊急輸送

市長は人員、水防資器材の輸送の円滑を図るため、次のとおり車両を整備しておき、必要に応じ緊急輸送にあたるものとする。

種 別	数 量	所 在 地	備 考
乗用車・貨物車	306	本庁	第12に定めるものの一部を使用
バス	2	〃	
貨物車 特殊作業車	64	都市基盤 保全センター	
乗用車	1	消防局	
指令車	1	〃	
支援Ⅲ型（バス）	1	〃	
広報車	1	〃	
指揮車	5	消防署	
査察車	10	消防局・署	
連絡車	3	消防局	
資材輸送車	5	消防局・署	
消防車	14	消防署	ポンプ車のみ
〃	153	消防団	

第5章 通信連絡

第10 水防通信の優先

法第27条第2項の規定により、市長、消防長、消防団長又はこれらの者の命を受けたものは、水防上緊急を要する通信のために公衆通信施設を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設、その他の専用通信施設を使用することができる。

第11 通信方法その他

- 1 通信内容については、簡潔かつ要領よくとりまとめ、冗長にわたらないように注意すること。
- 2 市長は、常にNTT、警察署、駅、東京電力、関東地方整備局出張所等と緊密な連絡を保持し、これらの通信施設を最大限に活用するよう努めるものとする
- 3 水防上通信連絡のため必要な関係機関の電話は、別表1のとおりとする。

第12 通信の確保

- 1 水防関係者は、通信施設等の故障によりこれを使用することが不可能な場合は、消防無線やMCA無線を最大限に活用するとともに、自動車等あらゆる手段を講じて連絡の確保に努めるものとする。
- 2 水防関係者は、前項の連絡を実施するため所要の車両を次のとおり準備しておくものとする。

種 別	数 量	所 在 地	所 有 者	利 用 者	備 考
乗用車・貨物車	306	本 庁	市 長	水防本部	水防管理者の指示により待機する。
バ ス	2	〃	〃	〃	〃
貨 物 車 特 殊 作 業 車	64	都 市 基 盤 保 全 セ ン タ ー	〃	〃	〃
乗 用 車	1	消 防 局	〃	〃	〃
指 令 車	1	〃	〃	〃	〃
支援Ⅲ型（バス）	1	〃	〃	〃	〃
広 報 車	1	〃	〃	〃	〃
指 揮 車	5	消 防 署	〃	〃	〃
査 察 車	10	消 防 局 ・ 署	〃	〃	〃
連 絡 車	3	消 防 局	〃	〃	〃
資 材 輸 送 車	5	消 防 局 ・ 署	〃	〃	〃
自動車 399台					

3 無線通信施設及び配置状況は、次のとおりである。

消防 救急 無線	基地局	宇都宮消防市役所 (うつのみやしょうぼうしやくしよ)	統制波 1～3 (3波) 主運用波 1 (1波) 活動波 1～5 (5波)
		宇都宮消防上河内 (うつのみやしょうぼうかみかわち)	活動波 1～5 (5波)
	移動局	5 w 卓上型固定 5基 (通信指令室)	統制波 1～3・主運用波 1・活動波 1～5 (通信指令室)
		5 w 車載型 69基	統制波 1～3・主運用波 1・活動波 1～5
		10 w 車載型 24基	統制波 1～3・主運用波 1・活動波 1～5
		2 w 携帯型 175基	統制波 1～3・主運用波 1・活動波 1～5
5 w 可搬型 6基		統制波 1～3・主運用波 1・活動波 1～5	
※5 w 携帯型 2基	防災相互波 (アナログ波)		
MCA 無線	半固定型	1基	消防局 (通信指令室)
	携帯型	219基	消防局, 行政経営部, 消防団

無線配置表

配置場所	卓上型 固定	車載型	携帯型	可搬型	MCA 無線	計
消防局 総務課		2	2		2	6
予 防 課		3	1		2	6
警 防 課		2	1		2	5
通信指令課	5	1	10	2	4	22
中央消防署		15	29	1	2	47
河内分署		3	7		1	11
上河内分署		3	7		1	11
東消防署		13	23	1	2	39
平石分署		3	7		1	11
清原分署		3	7		1	11
西消防署		15	24	1	2	42
富屋分署		3	7		1	11
宝木分署		3	7		1	11
城山分署		3	7		1	11
南消防署		11	21	1	2	35
陽南分署		4	8		1	13
築下分署		6	9		1	16
行政経営部					1	1
消防団					192	192
計	5	93	177	6	220	501

※5 w携帯型2基は、西消防署、特災車に積載のアナログ携帯型無線機 (防災相互波)

第6章 気象庁が行う気象警報・注意報・情報

第13 気象庁が単独で行う気象警報・注意報・情報及び伝達系統図

- 1 宇都宮地方気象台は気象業務法第14条の2第1項により栃木県地方に対し、気象及び洪水についての予報及び警報を行う。

(注) 警報・注意報は、市町毎とする。

- 2 警報の発表基準をはるかに超える豪雨など、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合に、特別警報を行う。
- 3 水防に関係ある種類及び発表基準は次のとおりである。

(1) 警 報

大雨警報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	宇都宮市	21	133

洪水警報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
県央部	宇都宮市	姿川流域=17.3 釜川流域=8.7 山下川流域=7.4 越戸川流域=6.6 江川流域=8.7 武名瀬川流域=4.5 御用川流域=7.8 山田川流域=15 新川流域=6.1 鶴田川流域=9.4 赤川流域=10.1 松葉川流域=6.2 流川流域=6.6 武子川流域=14.6	姿川流域=(8, 11.6)

(2) 注 意 報

大雨注意報

市町を まとめた地域	市町	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準
県央部	宇都宮市	10	93

洪水注意報

市町を まとめた地域	市町	流域雨量指数基準	複合基準
県央部	宇都宮市	姿川流域=13.8 釜川流域=6.9 山下川流域=5.9 越戸川流域=4.9 江川流域=6.9 武名瀬川流域=3.6 御用川流域=6.2 山田川流域=12 新川流域=4.8 鶴田川流域=7.5 赤川流域=8 松葉川流域=4.9 流川流域=5.2 武子川流域=11.6	姿川流域= (8, 11.6) 越戸川流域= (9, 3) 新川流域= (8, 3.8)

(3) 特別警報

大雨特別警報

市町を まとめた地域	市町	発表基準
県央部	宇都宮	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

- 4 県内に関係ある気象で特に洪水になるおそれのある降雨が予想される場合は、宇都宮地方気象台から次の系統により関係機関に伝達されるが、市長は、伝達を受けたときは、次の方法により直ちに一般市民に対し、周知徹底を図るものとする。

【参 考】

警報・注意報の基準等

- (1) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町に対して発表する。
- (2) 大地震や火山の噴火など、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような状態がある程度長時間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

大雨及び洪水警報・注意報発表基準の見方

- (1) 土壌雨量指数基準は、5km四方毎に設定している。土壌雨量指数基準には、市町内における基準の最低値を示す。
- (2) 表面雨量指数基準は、市町毎に設定している。
- (3) 流域雨量指数基準の「〇〇川流域＝△△」は、「〇〇川流域の流域雨量指数△△以上」を意味する。
- (4) 複合基準は、(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

《用語》

- ・**土壌雨量指数**: 土壌雨量指数は、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数となる。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km四方の領域毎に算出する。
- ・**流域雨量指数**: 流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度高まるかを把握するための指標である。対象となる地域・時刻に存在する流域に降った雨水が、地表面や地中を通して時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を示す指数となる。解析雨量や降水ナウキャスト、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域毎に算出する。
- ・**表面雨量指数**: 表面雨量指数は、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指数である。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮し、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数となる。解析雨量や降水ナウキャストをもとに、1km四方の領域毎に算出する。

第7章 洪水予報

第14 国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水予報

1 法第10条第2項及び気象業務法第14条の2第2項の規定により洪水予報を行う河川で本市関係のものは次のとおりである。

河川名	実施区域		基準水位 観測所	水防団 待機水位	氾濫 注意水位	避難判断 水位	氾濫 危険水位	担当官署
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見 1201番16地先から 利根川合流点まで	佐貫 (下)	1.50m	2.30m	2.60m	3.30m	関東地方整備局 下館河川事務所
	右岸	宇都宮市宮山田町字 かた=1302番地先から 利根川合流点まで	石井 (右)	1.00m	1.50m	2.60m	3.30m	宇都宮気象台 水戸気象台

2 洪水予報の通知

洪水予報は、基準地点の水位または流量を示して発表する。

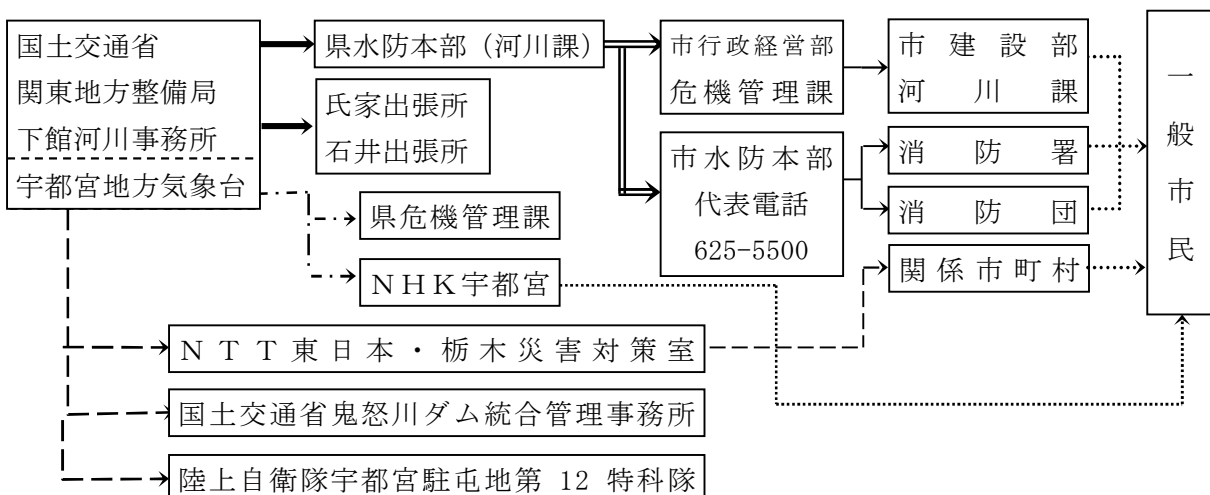
その種類は、次のとおりである。(本市関係のみ)

洪水予報の表題 〔洪水予報の種類〕	解 説・発表基準
鬼怒川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。
鬼怒川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
鬼怒川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
鬼怒川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※ 解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位を下回ったときに発表

3 通報連絡

洪水予報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



- ⇒ 【基本系統】として、防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- .-> 防災情報提供システム
- 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT)、ただし消防団は、消防Eメール指令装置により配信
- NTT専用線
-> テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 15 栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水予報

- 1 法第 11 条第 1 項及び気象業務法第 14 条の 2 第 3 項の規定により洪水予報を行う河川で本市関係のものは次のとおりである。

河川名	実施区域		基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	担当官署
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋 (宇都宮市)	1.40m	2.00m	3.20m	3.70m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮地方気象台
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋 (壬生町)	1.50m	2.00m	2.80m	3.30m	栃木県 県土整備部 河川課 宇都宮地方気象台
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで						

2 洪水予報の通知

洪水予報は、基準となる地点の水位を示して発表する。

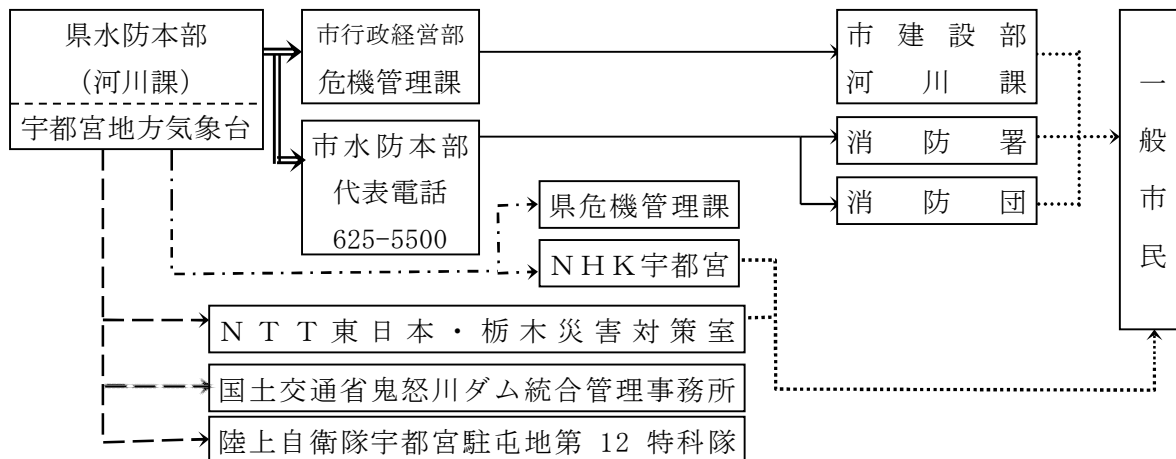
その種類は、次のとおりである。(本市関係のみ)

洪水予報の表題 〔洪水予報の種類〕	解説・発表基準
〇〇川氾濫発生情報 〔洪水警報〕	氾濫が発生した後速やかに発表する。
〇〇川氾濫危険情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
〇〇川氾濫警戒情報 〔洪水警報〕	基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは避難判断水位（特別警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
〇〇川氾濫注意情報 〔洪水注意報〕	基準地点の水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。

※ 解除 氾濫注意情報の解除は、氾濫注意水位を下回ったときに発表

3 通報連絡（本市関係のもの）

洪水予報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



●⇒ 【基本系統】として、防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)

●-.-> 防災情報提供システム

●→ 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT)、ただし消防団は、消防Eメール指令装置により配信

●-→ NTT専用線

●.....> テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 8 章 水位情報の通知及び周知

第 16 栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川

1 法第 13 条の規定により栃木県知事が水位情報の通知及び周知を行う河川で本市関係のものは、現在指定されていない。

2 水位情報の通知及び周知の実施時期

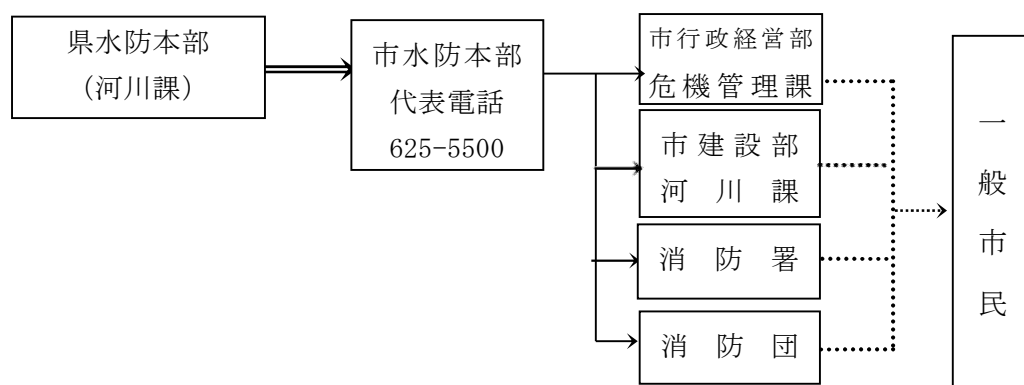
水位情報の通知及び周知の発表は、水防法第 13 条第 2 項の規定に基づき行う避難判断水位への到達情報の発表のほか、「洪水等に関する防災情報体系の見直しについて」（平成 18 年 10 月 1 日河川局長通達）に基づき、氾濫注意水位、氾濫危険水位への到達情報を発表する。

その種類は、次のとおりである。

洪水の危険のレベル	水位周知情報の表題	解 説・発表基準
レベル 4	〇〇川氾濫危険情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、氾濫危険水位（危険水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル 3	〇〇川氾濫警戒情報	区域のいずれかの基準地点の水位が、避難判断水位（特別警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。
レベル 2	〇〇川氾濫注意情報	区域のいずれかの水位が、氾濫注意水位（警戒水位）に到達した場合に速やかに発表する。

3 通報連絡

水位情報の通知を受けた場合は、次の系統により関係機関に伝達する。



- ==> 防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- ——> 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT), ただし消防団は, 消防Eメール指令装置により配信
-> テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第9章 観測通報

第17 水位の観測通報

- 1 国土交通省，県並びに市が管理する水位標の本市内設置場所及び観測人，水防団待機水位，氾濫水注意水位，避難判断水位並びに氾濫危険水位は，次のとおりとする。

番号	設置別	河川名	水位標名称	町名	設置場所	左右岸の別	水位				既往最高水位		カスリーン台風時水位	アイオン台風時水位	観測人
							水防団待機	氾濫注意	避難判断	氾濫危険	年月日	水位			
1	国	鬼怒川	石井	石井町	新鬼怒橋	右	1.00	1.50	2.60	3.30	昭和13年 9月1日	4.40	3.80		平石分署員
2	県	釜川	兜橋	戸祭町	兜橋	左	1.90	2.30							中央消防署員
3	県	田川	東橋	千波町	東橋	右	1.40	2.00	3.20	3.70	昭和22年 9月15日	4.30	4.30		中央消防署員
4	県	田川	桜橋	下横倉町	桜橋	左	1.10	1.50							富屋分署員
5	県	姿川	淀橋	壬生町安塚	淀橋	右	1.50	2.00	2.80	3.30	昭和16年 7月23日	4.50	4.50	3.50	陽南分署員

【参考】

①河川水位・雨量情報電話応答システム

管 理 種 別		区 域	電 話 番 号
国	国土交通省下館河川事務所	管内	0296-25-2164
県	県土整備部河川課（行政機関用）	南部	028-624-1309
		北部	028-621-4196
	"（一般公表用）	南部	028-623-5754・5756
		北部	028-623-5751・5752
		ダム	028-623-5753・5760
	宇都宮土木事務所	管内	028-643-2451・2452・2453

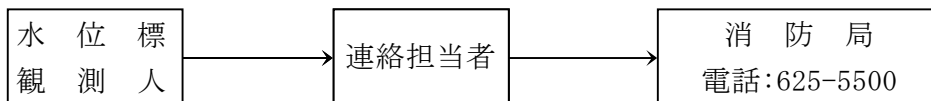
②とちぎリアルタイム雨量・河川水位観測情報システム

- ◆ パソコン版URL：<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/>
- ◆ 携帯電話版URL：<http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/>

2 水位標の観測人，連絡担当者を次のとおり定める。

水位標場所	観測人	連絡担当者	連絡先	連絡方法	連絡事項
鬼怒川・石井町 新鬼怒橋	東消防署 平石分署	東消防署長	消防局 (625)5500	電話を使用すること。 ただし、不通の場合は、消防無線その他の方法によること。	「何時現在〇m〇〇」 「刻々増水（減水）している。」等 なお、区域内の浸水家屋堤防の状況等異常のあるときは、その旨連絡すること。
釜川・戸祭町 兜橋	中央消防署	中央消防署長			
田川・千波町 東橋	中央消防署	中央消防署長			
田川・下横倉町 桜場	西消防署 富屋分署	西消防署長			
姿川・幕田町 淀橋	南消防署 陽南分署	南消防署長			

3 観測人は水位が水防団待機水位に達したときは，次の連絡系統により報告（通報）するものとする。

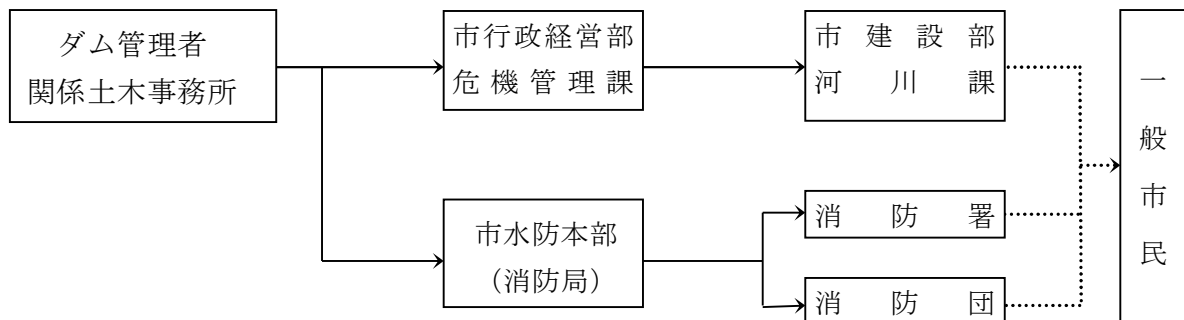


第18 ダム操作の通報

洪水予報発令中のダムの操作及び洪水調節のために放流を行う場合は，次の系統により通報される。

市長は，この通報を受けたときは，必要に応じ関係機関，関係地域住民に連絡するものとする。

（本市関係のもの）



第10章 水防警報

第19 水防警報の種類並びに発表基準

法第16条による国土交通大臣及び知事の行う水防警報の種類並びに発表基準は概ね次のとおりである。

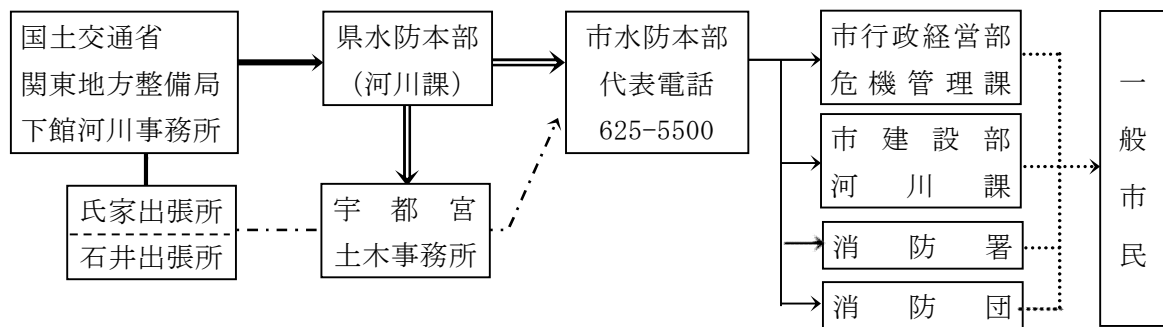
種類	内 容	発 表 基 準	
		国管理河川	県管理河川
待機	<p>1. 不意の出水あるいは水位の再上昇などが予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの。</p> <p>2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動を止めることはできない旨を警告するもの。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>	<p>気象予警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。</p>
準備	<p>水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）に達し、更に水位が上昇する恐れがあるとき。</p> <p>又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
出動	<p>水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。</p>	<p>氾濫注意情報等により、氾濫注意水位を越える恐れがあるとき。</p> <p>または、水位、流量等その他河川の状況により必要と認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）を越え、更に水位が上昇するとき。</p> <p>又は、雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき。</p>
指示及び情報	<p>水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの。</p>	<p>氾濫警戒情報等により、または、既に氾濫注意水位を越え災害の起こる恐れがあるとき。</p>	<p>水位、流量等その他河川の状況により、警戒を必要とする事項を指摘して警告を行う必要があるとき。</p>
解除	<p>水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防活動を解除する旨を通告するもの。</p>	<p>氾濫注意水位以下に下降したとき、または、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>	<p>氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき。</p> <p>又は、氾濫注意水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。</p>

第20 国土交通大臣の行う水防警報

1 指定河川及びその区域，基準水位観測所（本市関係のもの）

河川名	実施区域		基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	氾濫危険水位	計画水位	発表者
鬼怒川	左岸	塩谷郡塩谷町大字風見1201番地先から塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで	佐貫(下)	1.50m	2.30m	3.30m	—	下館河川事務所
	右岸	宇都宮市宮山町字かたニ1302地先から宇都宮市下岡本町まで						
	左岸	宇都宮市板戸町1692番地先から芳賀郡二宮町大字上江連まで	石井(右)	1.00m	1.50m	3.30m		
	右岸	宇都宮市柳田町1684番1地先から小山市大字中河原まで						

2 通報連絡（本市関係のもの）



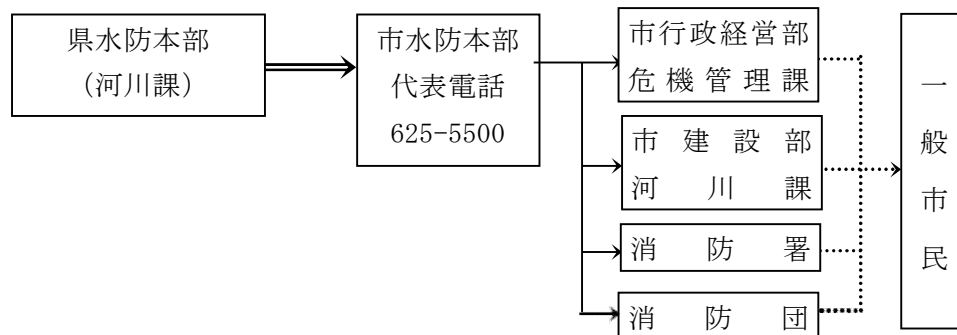
- ⇒ 【基本系統】として，防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- - - 【補助系統】として，[宇都宮土木事務所]から伝達(FAX)を受けた場合，受信確認の電話をする。
- 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT)，ただし消防団は，消防Eメール指令装置により配信
- ⋯⋯→ テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第21 知事の行う水防警報

1 指定河川及びその区域，基準水位観測所（本市関係のもの）

河川名	実施区域		基準水位観測所	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	発表者
田川	左岸	宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで	東橋(宇都宮)	1.40m	2.00m	3.20m	3.70m	栃木県河川課
	右岸	宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで						
姿川	左岸	宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで	淀橋(壬生)	1.50m	2.00m	2.80m	3.30m	
	右岸	下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで						

2 通報連絡（本市関係のもの）



- ⇒ 防災システム(メール)及びFAX(i-FAX)により配信(受信確認の電話必要なし)
- 消防Eメール指令装置又はFAX(NTT)，ただし消防団は，消防Eメール指令装置により配信
- ⋯⋯→ テレビ・ラジオ・ホームページ・メール配信サービス・広報車等を活用した広報

第 1 1 章 水防機関の活動

第 22 出動・水防開始及び堤防等の異常に関する報告

市長は、次の事態に至ったときは、直ちに宇都宮土木事務所を経由し、県水防本部に報告するものとする。

- 1 氾濫注意水位に達したとき
- 2 消防団が出動したとき
- 3 水防作業を開始したとき
- 4 堤防等に異常を発見したとき（これに関する措置を含む）

第 23 非常配備

市長が職員及び消防団員を非常配備につかせるための指令を発する基準は次によるものとする。

- 1 市長が自らの判断により必要と認める場合
- 2 水防警報指定河川等にあつては、知事からの警報を受けた場合
- 3 緊急にその必要があるとして知事からの指示があつた場合

第 24 消防機関(水防関係)の出動基準

1 待 機

待機の指令は、水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発せられたとき又は市長が必要と認めたときとする。

2 準 備

河川の水位が水防団待機水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき又は水防警報(準備)の通報を受けたときは、消防機関に対し出動準備をさせる。出動準備の要領は下記によるものとする。

- (1) 消防団の役員(班長以上)および機関員は、所属分団(部)の詰所、機械器具置場等所定の場所に集合する。
- (2) 水防資器材の整備点検及び作業員の配備計画等を行う。
- (3) 堤防巡視のため一部団員を出動させる。

3 出 動

河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあるとき、水防警報(出動)の通報を受けたとき又は、水防管理者(市長)が出動の必要を認めたときは、直ちに消防機関を第 26 に定める計画に従い警戒配置につかせる。

出動の要領は、下記による。

第 1 次出動

消防機関の一部が出動して堤防の巡視警戒に当たるとともに、危険箇所(早期発見連絡等)を行う。

第 2 次出動

消防機関の一部が出動、水防活動に入る。

第3次出動

消防機関の全員が出動して水防活動に入る。

ただし、いずれの段階の出動を行うかは、水防管理者が危険度に適合するように定めるものとする。

4 解除

河川の水位が下降し、水防警戒の必要が認められなくなったときは、消防機関に対し、水防活動の終了を通知する。

第25 水防活動時の安全確保

水防活動に従事する者は、常に自己の安全確保に努め、二次災害のおそれがある前兆現象を発見した場合は、周囲にその旨を知らせるとともに避難を最優先とした活動とすること。

第 26 消防機関(水防関係)の出動計画

- 1 市内にある水位標の示す水位が氾濫注意水位に達したとき又は必要と認めるときは、市長は本計画第 28 に定める水防信号により次の区域分担に従って消防機関を出動させるものとする。

河川名	担当区域	指揮者	担当消防分団	人員	集合場所	最寄りの資材備蓄箇所	備考
鬼怒川	上河内分団区域内	上河内分団長	上河内分団	全員	上河内地域自治センター	上河内地域自治センター備蓄倉庫	
	河内東分団区域	河内東分団長	河内東分団	〃	河内地域自治センター	河内地域自治センター水防倉庫	
	清原分団区域内	清原分団長	清原分団	〃	清原地区市民センター	平石分署水防倉庫	
	平石分団区域内	平石分団長	平石分団	〃	平石地区市民センター	〃	
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	〃	瑞穂野地区市民センター	〃	
田川	篠井分団区域内	篠井分団長	篠井分団	全員	篠井地区市民センター	西消防署水防倉庫	
	富屋分団区域内	富屋分団長	富屋分団	〃	富屋地区市民センター	〃	
	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	〃	豊郷地区市民センター	中央消防署水防倉庫	
	第 5 分団区域内	第 5 分団長	第 5 分団	〃	分団詰所	〃	
	第 6 分団区域内	第 6 分団長	第 6 分団	〃	〃	〃	
	第 8 分団区域内	第 8 分団長	第 8 分団	〃	〃	〃	
	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	〃	横川地区市民センター	南消防署水防倉庫	
	雀宮分団区域内	雀宮分団長	雀宮分団	〃	〃	〃	
姿川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	全員	国本地区市民センター	西消防署水防倉庫	
	城山分団区域内	城山分団長	城山分団	〃	城山地区市民センター	〃	
	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	〃	姿川地区市民センター	〃	
山田川	上河内分団区域内	上河内分団長	上河内分団	全員	上河内地域自治センター	上河内地域自治センター備蓄倉庫	
	河内西分団区域内	河内西分団長	河内西分団	〃	河内地域自治センター	河内地域自治センター水防倉庫	
	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	〃	豊郷地区市民センター	中央消防署水防倉庫	
武子川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	全員	姿川地区市民センター	西消防署水防倉庫	
赤川	城山分団区域内	城山分団長	城山分団	全員	城山地区市民センター	西消防署水防倉庫	

河川名	担当区域	指揮者	担当消防分団	人員	集合場所	最備寄の資材所	備考
釜川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	全員	国本地区 市民センター	西水消防倉庫	
	第1分団区域内	第1分団長	第1分団	〃	分団詰所	中央消防倉庫	
	第3分団区域内	第3分団長	第3分団	〃	〃	〃	
	第4分団区域内	第4分団長	第4分団	〃	〃	〃	
	第6分団区域内	第6分団長	第6分団	〃	〃	〃	
	第10分団区域内	第10分団長	第10分団	〃	〃	西水消防倉庫	
新川	国本分団区域内	国本分団長	国本分団	全員	国本地区 市民センター	西水消防倉庫	
	第1分団区域内	第1分団長	第1分団	〃	分団詰所	中央消防倉庫	
	第2分団区域内	第2分団長	第2分団	〃	〃	西水消防倉庫	
	第9分団区域内	第9分団長	第9分団	〃	〃	江曾島 水防倉庫	
	第11分団区域内	第11分団長	第11分団	〃	〃	西水消防倉庫	
	雀宮分団区域内	雀宮分団長	雀宮分団	〃	雀宮地区 市民センター	南水消防倉庫	
越戸川	第7分団区域内	第7分団長	第7分団	全員	分団詰所	東水消防倉庫	
	平石分団区域内	平石分団長	平石分団	〃	平石地区 市民センター	平石分倉庫	
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	〃	瑞穂野地区 市民センター	〃	
奈坪川 石川	豊郷分団区域内	豊郷分団長	豊郷分団	全員	豊郷地区 市民センター	中央消防倉庫	
	第7分団区域内	第7分団長	第7分団	〃	分団詰所	東水消防倉庫	
奈坪川 谷田川	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	全員	横川地区 市民センター	南水消防倉庫	
江川	第7分団区域内	第7分団長	第7分団	全員	分団詰所	東水消防倉庫	
	横川分団区域内	横川分団長	横川分団	〃	横川地区 市民センター	南水消防倉庫	
	瑞穂野分団区域内	瑞穂野分団長	瑞穂野分団	〃	瑞穂野地区 市民センター	平石分倉庫	
兵庫川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	全員	姿川地区 市民センター	南水消防倉庫	
西川田川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	全員	姿川地区 市民センター	南水消防倉庫	
駒生川 鶴田川	姿川分団区域内	姿川分団長	姿川分団	全員	姿川地区 市民センター	西水消防倉庫	

2 水防警報発令の際における本市重要水防箇所に対する出動計画は、次のとおりとする。

図 面 番 号	重要水防箇所	出場区分		準備すべき主な水防資材の概要						対策 水防工法	
		第1次	第2次	フル コン の う	シ ー ト	縄	竹	SB 杭 ・ 木 杭	鉄 線		掛 矢
				(俵)	(枚)	(玉)	(本)	(本)	(kg)		(本)
2	鬼怒川右岸 1,450m 宮山田町 高間木地先 種別：漏水 階級：B	上河内分団 150人	河内東分団 河内西分団 100人	700	10	6		110		10	月 の 輪
3	鬼怒川右岸 40m 上小倉町 上組地先 種別：堤防断面 階級：A	上河内分団 50人	河内東分団 河内西分団 30人	250			15	15	10	5	築きまわし
4	鬼怒川右岸 760m 上小倉町 上組地先 種別：堤防断面 階級：A	上河内分団 150人	河内東分団 河内西分団 50人	250			15	15	10	5	築きまわし
5	鬼怒川右岸 250m 上小倉町 上組地先 種別：堤防断面 階級：A 種別：法崩れ・すべり 階級：B	上河内分団 150人	河内東分団 河内西分団 60人	265	5	5	35	25	10	8	築きまわし 表むしろ張り
6	鬼怒川右岸 3,750m 上小倉町～下小倉町 上組地先～東ノ内地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	上河内分団 150人	河内東分団 河内西分団 170人	60	20	20	80	40		12	表むしろ張り
7	鬼怒川右岸 5,000m 下小倉町～下ヶ橋町 新川原地先～白沢河原地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	上河内分団 河内東分団 270人	河内西分団 80人	75	25	25	100	50		15	表むしろ張り
8	鬼怒川右岸 1,750m 下ヶ橋町～白沢町 白沢河原地先～白沢南地先 種別：漏水 階級：B	河内東分団 100人	上河内分団 河内西分団 150人	700	10	6		110		10	月 の 輪
9	鬼怒川右岸 1,500m 東岡本町～中岡本町 鬼怒川橋上・下流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	河内東分団 100人	清原分団 平石分団 150人	30	10	10	40	20		6	表むしろ張り
12	鬼怒川左岸 650m 板戸町～満美穴町 板戸大橋下流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 100人	15	5	5	20	10		3	表むしろ張り
13	鬼怒川左岸 500m 満美穴町 柳田大橋上流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 100人	25	5	8	20	13	5	6	木 流 し
14	鬼怒川左岸 500m 満美穴町～道場宿町 柳田大橋上流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 100人	15	5	5	20	10		3	表むしろ張り
15	鬼怒川左岸 600m 道場宿町 柳田大橋下流 種別：漏水 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 100人	350	5	5		55		5	月 の 輪

図面番号	重要水防箇所	出場区分		準備すべき主な水防資材の概要						対策水防工法	
		第1次	第2次	土フルコン	シート	縄	竹	SDP 木杭・ 木	鉄線		掛矢
				(俵)	(枚)	(玉)	(本)	(本)	(kg)		(本)
16	鬼怒川右岸 3,000m 下岡本町～柳田町 田中地先～屋敷北地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	河内東分団 平石分団 200人	清原分団 瑞穂野分団 100人	45	15	15	60	30		9	表むしろ張り
17	鬼怒川左岸 40m 道場宿町～竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防断面 階級：B 種別：漏水 階級：A	清原分団 50人	平石分団 瑞穂野分団 30人	600	5	3	15	70	10	10	築きまわし 月の輪
18	鬼怒川左岸 260m 道場宿町～竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防高 階級：A 種別：堤防断面 階級：A 種別：漏水 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 80人	400			15	65	10	10	積み土のう 築きまわし
19	鬼怒川左岸 100m 竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防断面 階級：A 種別：堤防高 階級：A	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 60人	400			15	65	10	10	築きまわし 積み土のう
20	鬼怒川左岸 20m 竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防高 階級：B 種別：堤防断面 階級：A	清原分団 50人	平石分団 瑞穂野分団 30人	400			15	65	10	10	積み土のう 築きまわし
21	鬼怒川左岸 80m 竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防高 階級：A 種別：堤防断面 階級：A	清原分団 50人	平石分団 瑞穂野分団 30人	400			15	65	10	10	積み土のう 築きまわし
22	鬼怒川左岸 50m 竹下町 飛山城跡上流 種別：堤防高 階級：A	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 60人	150				50		5	積み土のう
23	鬼怒川右岸 390m 柳田町 屋敷北地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B 種別：破堤跡 階級：要注意 種別：漏水 階級：B	平石分団 120人	清原分団 瑞穂野分団 50人	365	10	8	20	65		8	表むしろ張り 月の輪
24	鬼怒川右岸 110m 柳田町 立町地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	平石分団 120人	清原分団 瑞穂野分団 10人	15	5	5	20	10		3	表むしろ張り
25	鬼怒川左岸 1,500m 竹下町～石井町 川原地先～新鬼怒橋上流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	清原分団 平石分団 180人	瑞穂野分団 70人	30	10	10	40	20		6	表むしろ張り
28	鬼怒川右岸 下平出町 阿久戸地先 種別：工作物 階級：A	平石分団 一人	清原分団 瑞穂野分団 一人								—

図面番号	重要水防箇所	出場区分		準備すべき主な水防資材の概要							対策水防工法
		第1次	第2次	土フルコン	シート	縄	竹	SP杭・木杭	鉄線	掛矢	
				(俵)	(枚)	(玉)	(本)	(本)	(kg)	(本)	
29	鬼怒川右岸 400m 石井町 下川岸地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	平石分団 120人	清原分団 瑞穂野分団 50人	15	5	5	20	10		3	表むしろ張り
30	鬼怒川右岸 400m 石井町 下川岸地先 種別：水衝洗掘 階級：B 種別：法崩れ・すべり 階級：B	平石分団 120人	清原分団 瑞穂野分団 50人	25	5	8	20	13	5	6	木流し 表むしろ張り
31	鬼怒川右岸 石井町 下川岸地先 種別：工作物 階級：A	平石分団 —人	清原分団 瑞穂野分団 —人								—
32	鬼怒川左岸 1,750m 石井町～桑島町 新鬼怒橋上流～清原放水路 種別：漏水 階級：B 種別：法崩れ・すべり 階級：B	平石分団 清原分団 180人	瑞穂野分団 70人	730	20	16	40	130		16	月の輪 表むしろ張り
33	鬼怒川左岸 110m 桑島町 清原放水路 種別：水衝洗掘 階級：B	清原分団 80人	平石分団 瑞穂野分団 50人	10		3		3	5	3	木流し
34	鬼怒川右岸 2,200m 石井町～上桑島町 下川岸地先～中妻地先 種別：法崩れ・すべり 階級：B	平石分団 瑞穂野分団 190人	清原分団 80人	30	10	10	40	20		6	表むしろ張り
35	鬼怒川左岸 3,500m 桑島町～東刑部町 桑島下地先～喜楽橋上流 種別：法崩れ・すべり 階級：B	清原分団 瑞穂野分団 160人	平石分団 130人	45	15	15	60	30		9	表むしろ張り
36	鬼怒川左岸 東刑部町 喜楽橋 種別：工作物 階級：A	瑞穂野分団 —人	清原分団 平石分団 —人								—
37	鬼怒川右岸 東刑部町 喜楽橋 種別：工作物 階級：A	瑞穂野分団 —人	清原分団 平石分団 —人								—
38	鬼怒川左岸 300m 東刑部町 喜楽橋上流・下流 種別：水衝洗掘 階級：B 種別：法崩れ・すべり 階級：B	瑞穂野分団 80人	清原分団 平石分団 80人	25	5	8	20	13	5	6	木流し 表むしろ張り
39	鬼怒川左岸 150m 東刑部町 喜楽橋下流 種別：水衝洗掘 階級：B 種別：法崩れ・すべり 階級：B	瑞穂野分団 80人	清原分団 平石分団 60人	25	5	8	20	13	5	6	木流し 表むしろ張り
40	鬼怒川左岸 60m 東刑部町～東木代町 喜楽橋下流 種別：堤防断面 階級：A	瑞穂野分団 50人	清原分団 平石分団 30人	250			15	15	10	5	築きまわし

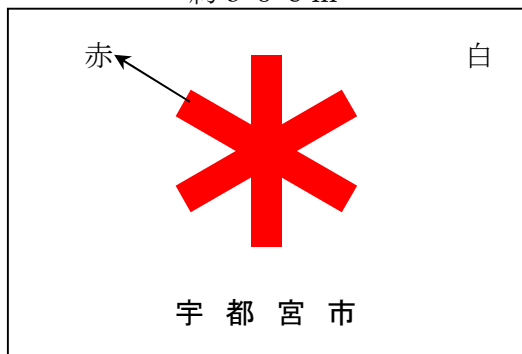
図面番号	重要水防箇所	出場区分		準備すべき主な水防資材の概要							対策水防工法
		第1次	第2次	土フルコン	シート	縄	竹	SDP 木杭・ 木	鉄線	掛矢	
				(俵)	(枚)	(玉)	(本)	(本)	(kg)	(本)	
41	鬼怒川左岸 60m 東木代町 喜楽橋下流 種別：堤防断面 階級：A 種別：堤防高 階級：B	瑞穂野分団 50人	清原分団 平石分団 30人	400			15	65	10	10	築きまわし 積み土のう
42	鬼怒川左岸 40m 東木代町 喜楽橋下流 種別：堤防断面 階級：A 種別：堤防高 階級：A	瑞穂野分団 50人	清原分団 平石分団 30人	400			15	65	10	10	築きまわし 積み土のう
43	鬼怒川右岸 10m 東木代町 喜楽橋下流 種別：堤防断面 階級：A 種別：堤防高 階級：B	瑞穂野分団 50人	清原分団 平石分団 30人	400			15	65	10	10	築きまわし 積み土のう
44	鬼怒川右岸 2,250m 東木代町 喜楽橋下流～宮岡橋上流 種別：漏水 階級：B	瑞穂野分団 80人	清原分団 平石分団 190人	700	10	6		110		10	月の輪
45	江川左右岸 各1,800m 平松本町～下栗町 R123号～奈坪川合流 種別：堤防断面 階級：A	横川分団 120人	平石分団 120人	600				200		20	積み土のう
46	武子川左右岸 各300m 上欠 楡木街道若林橋下流 種別：堤防断面 階級：B	姿川分団 100人	雀宮分団 10人	300				100		10	積み土のう
47	田川左右岸 各2,500m 石那田町 日光市(旧今市)境～R119号 種別：堤防断面 階級：B	篠井分団 60人	富屋分団 80人	900				300		30	積み土のう
48	田川左右岸 各3,300m 上御田町 宇都宮環状線下流 種別：堤防断面 階級：A	雀宮分団 130人	横川分団 130人	1320	40	40	160	480		64	積み土のう 表むしろ張り
49	奈坪川左右岸 各350m 東町・今泉新町 渡辺建設北 種別：堤防断面 階級：A	豊郷分団 100人	第7分団 10人	300				100		10	積み土のう
50	石川左右岸 各300m 東町・今泉新町 渡辺建設北 種別：堤防断面 階級：A	豊郷分団 100人	第7分団 10人	300				100		10	積み土のう
51	越戸川左右岸 各40m 陽東1丁目 産業通り下流 種別：洗堀・河積不足 階級：A	平石分団 90人	第7分団 10人	300				100		10	積み土のう

第 27 水防標識

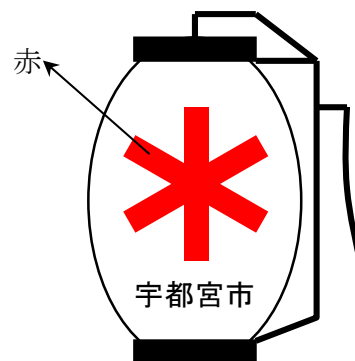
- 1 法第 18 条の規定により、水防のため出動する車両の標識は昼夜別に、次の標旗又は標灯を用いるものとする。

標旗（昼間の場合）

約 90 c m

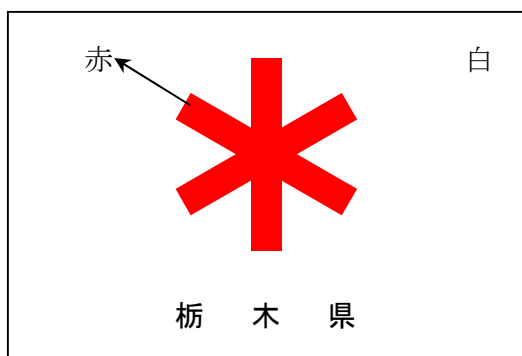


標灯（夜間の場合）

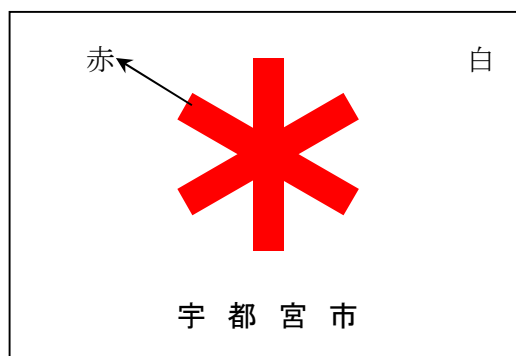


- 2 水防のため出動する県及び市の関係職員は次による腕章を着用する。

県職員

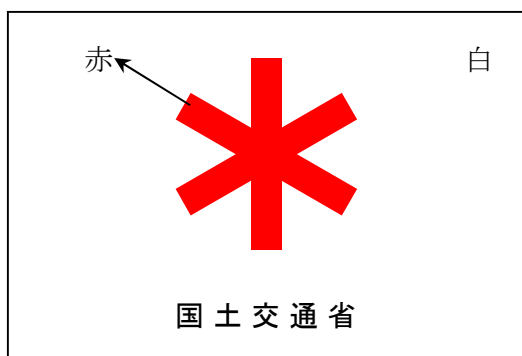


市職員

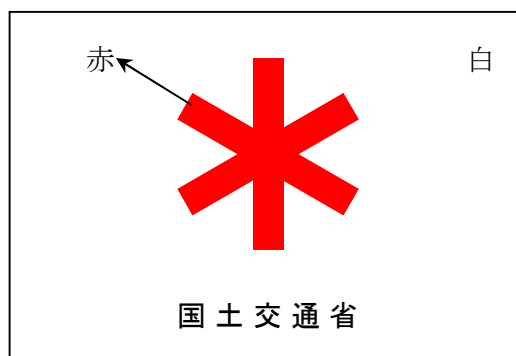


- 3 国土交通省関東地方整備局職員の用いる標旗及び腕章は次のとおりである。

標 旗



腕 章



第 28 水防信号

法第 20 条第 1 項の規定により，知事の定める水防信号は次のとおりである。

区 分		警 鐘 信 号	サイレン
第 1 信号	はん濫注意水位に達したことを知らせるもの	○ 休 止 ○ 休 止	5 秒 15 秒 5 秒 吹鳴 休止
第 2 信号	水防団体及び消防機関に属するもの全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○	5 秒 5 秒 5 秒 6 秒 6 秒
第 3 信号	当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○	10 秒 10 秒 10 秒 5 秒 5 秒
第 4 信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの	乱 打	1 分 1 分 5 秒
備 考	1 信号は適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレンを併用することを妨げない。 3 地震による堤防の漏水，沈下等の場合は，上記に準じて水防信号を発する。		

第 29 公費負担

- 1 法第 28 条の規定による公費負担の権限を行使するもの，水防管理者又は水防機関の長にあっては，身分を示す証明書これらの者の委任を受けた者にあっては，次のような証明書を携行し，必要ある場合には，これを提出しなければならない。

第 号
公 用 負 担 命 令 権 限 証
宇都宮市消防局（団）
職 名
氏 名
上記の者に○○区域における水防法第 28 条の権限行使を委任したることを証明する。
平成 年 月 日
水防管理者
宇都宮市長 佐藤 栄一 印

- 2 法第 28 条の規定により公費負担の権限を行使したときは、次のような証票を 2 通作成し、その 1 通を目的物所有者、管理者、又はこれに準ずべき者に交付しなければならない。

<p>第 号</p> <p style="text-align: center;">公 用 負 担 命 令 票</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">負担者氏名</p> <p>物件数量 負担内容（使用 収用 処分） 期間概要</p> <p>水防法第 28 条の規定により右物件を収用（使用または処分）する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 宇都宮市長 佐藤 栄一 印</p>

上記権限行使により損害を受けた者に対しては、当該水防管理団体は、時価によりその損害を補償するものとする。

第 30 避難のための立退き

- 1 法第 29 条の規定により市長又はその命を受けた職員は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、ラジオ、水防信号又は広報網その他の方法によって、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退き又はその準備を指示することができる。
- 2 市長が居住者に対して行う避難のための計画は次のとおりである。なお、避難誘導にあたって誘導者は、市職員・警察官及び自主防災組織などと相互に綿密な連絡をとり実施する。

河川名	担当区域	誘導者	避難区域	避難先	避難経路	備考
鬼怒川	上河内分団	上河内分団長	避難の必要があると認める区域	上河内地区市民センター 今里集落センター 金田多目的集会施設	その場所の状況に応じ、適切に指導する。	状況によっては、さらに安全な場所へ立退きを行う。
	河内東分団	河内東分団長	〃	岡本北小学校 岡本小学校 白沢小学校	〃	〃
	清原分団	清原分団長	〃	清原北小学校 清原南小学校 清原中央小学校 清原中学校	〃	〃
	平石分団	平石分団長	〃	平石地区市民センター 石井小学校 陽東中学校 鬼怒中学校	〃	〃
	瑞穂野分団	瑞穂野分団長	〃	瑞穂台小学校 瑞穂野中学校	〃	〃

河川名	担当区域	誘導者	避難区域	避難先	避難経路	備考
田川	篠井分団	篠井分団長	避難の必要があると認める区域	篠井小学校 篠井地区市民センター	その場所の状況に応じ、適切に指導する。	状況によっては、さらに安全な場所へ立退きを行う。
	富屋分団	富屋分団長	〃	富屋小学校 富屋地区市民センター	〃	〃
	豊郷分団	豊郷分団長	〃	豊郷北小学校 豊郷中央小学校 豊郷地区市民センター	〃	〃
	第5分団	第5分団長	〃	東小学校 錦小学校 陽北中学校	〃	〃
	第6分団	第6分団長	〃	中央小学校 旭中学校	〃	〃
	第8分団	第8分団長	〃	築瀬小学校 築瀬地域コミュニティセンター 中央卸売市場	〃	〃
	横川分団	横川分団長	〃	横川西小学校 横川東小学校 横川中学校	〃	〃
	雀宮分団	雀宮分団長	〃	雀宮中央小学校 雀宮地区市民センター 宇都宮南高等学校	〃	〃
姿川	国本分団	国本分団長	〃	国本西小学校 国本地区市民センター	〃	〃
	城山分団	城山分団長	〃	明保小学校 城山中央小学校 城山中学校	〃	〃
	姿川分団	姿川分団長	〃	姿川中央小学校 姿川第一小学校 姿川第二小学校 姿川中学校	〃	〃
山田川	上河内分団	上河内分団長	〃	上河内西小学校 上河内地域自治センター	〃	〃
	河内西分団	河内西分団長	〃	田原西小学校 河内地域自治センター	〃	〃
	豊郷分団	豊郷分団長	〃	豊郷中央小学校 豊郷地区市民センター	〃	〃
武子川	姿川分団	姿川分団長	〃	姿川中央小学校 姿川第二小学校	〃	〃
赤川	城山分団	城山分団長	〃	城山西小学校 城山中学校	〃	〃
釜川	国本分団	国本分団長	〃	晃宝小学校 国本地区市民センター	〃	〃
	第1分団	第1分団長	〃	昭和小学校 戸祭小学校	〃	〃
	第3分団	第3分団長	〃	宇都宮競輪場駐車場	〃	〃
	第4分団	第4分団長	〃	西小学校 一条中学校	〃	〃

河川名	担当区域	誘導者	避難区域	避難先	避難経路	備考
釜川	第6分団	第6分団長	避難の必要があると認める区域	中央小学校 旭中学校	その場所の状況に応じ、適切に指導する。	状況によっては、さらに安全な場所へ立退きを行う。
	第10分団	第10分団長	〃	上戸祭小学校 細谷小学校	〃	〃
新川	国本分団	国本分団長	〃	晃宝小学校 国本地区市民センター	〃	〃
	第1分団	第1分団長	〃	昭和小学校 戸祭小学校	〃	〃
	第2分団	第2分団長	〃	西原小学校 宮の原小学校	〃	〃
	第9分団	第9分団長	〃	陽南小学校 緑が丘小学校	〃	〃
	第11分団	第11分団長	〃	西が岡小学校 宝木中学校	〃	〃
	雀宮分団	雀宮分団長	〃	雀宮中央小学校 若松原中学校 雀宮地区市民センター	〃	〃
越戸川	第7分団	第7分団長	〃	峰小学校 宇都宮市体育館	〃	〃
	平石分団	平石分団長	〃	陽東小学校 陽東中学校	〃	〃
	瑞穂野分団	瑞穂野分団長	〃	瑞徳台小学校 瑞穂野中学校	〃	〃
奈坪川 石川	豊郷分団	豊郷分団長	〃	豊郷南小学校 豊郷地区市民センター	〃	〃
	第7分団	第7分団長	〃	今泉小学校 御幸小学校	〃	〃
奈谷坪田川	横川分団	横川分団長	〃	横川東小学校 横川中学校	〃	〃
江川	第7分団	第7分団長	〃	峰小学校 宇都宮市体育館	〃	〃
	横川分団	横川分団長	〃	横川東小学校 横川中学校	〃	〃
	瑞穂野分団	瑞穂野分団長	〃	瑞徳台小学校 瑞穂野中学校	〃	〃
兵庫川	姿川分団	姿川分団長	〃	五代小学校 雀宮中学校	〃	〃
西川田川	姿川分団	姿川分団長	〃	姿川第一小学校 新田小学校	〃	〃
駒鶴生田川	姿川分団	姿川分団長	〃	富士見小学校 姿川第一小学校 宮の原中学校	〃	〃

3 市長は避難のための立退きを指示したときは、所轄警察署長にその旨を通知しなければならない。

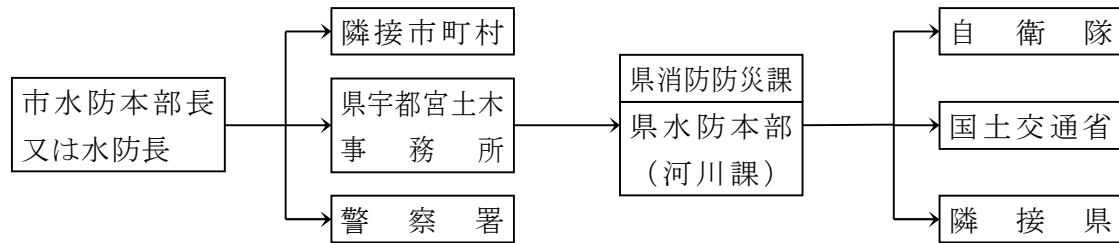
第 31 水防の解除

市長は水防警報解除のあったとき及び水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは水防解除を命じ、これを一般に周知させるとともに、宇都宮土木事務所長に、その旨報告するものとする。

第 1 2 章 決壊時の処置

第 32 通報処理

- 1 堤防その他の施設が決壊、又はこれを準ずべき事態が発生した場合、市長又は消防長は法第 25 条の規定により直ちにその旨を関係機関及び氾濫すべき方向の隣接水防管理団体に通報しなければならない。
- 2 消防機関は、決壊後といえども出来得る限り氾濫により被害が拡大しないように努めなければならない。
- 3 通報系統については、次のとおりとする。



第 1 3 章 協力応援

第 33 水防管理団体の協力応援

- 1 市内の水防活動は、地元消防分団を中心として行い、必要があるとき、消防団長は他の分団の応援について指令するものとする。
- 2 隣接市町村の水防に関する消防機関の相互協力に関して市長はあらかじめ次の事項を協定しておき応援等の必要が生じたときは、隣接市町村長又は水防管理者に対し応援を要請するものとする。

前項により、消防機関の応援を要請した場合は土木事務所を經由して知事（河川課長）にその旨報告するものとする。

- (1) 応援要請の要領に関すること。
- (2) 応援隊の編成集合に関すること。
- (3) 応援する資材の品目数量及びこれらの輸送方法に関すること。
- (4) 経費の負担区分に関すること。
- (5) 応援隊の任務分担輸送給食（宿泊）等に関すること。
- (6) その他必要な事項

- 3 隣接市町村の消防機関の応援については、法第 23 条第 1 項の規定により応援を求められたときはもちろんその他の場合においても、前号の協力により相互に応援する外に水防資材等については努めて共用の便を図るものとする。

- 4 前項の応援に当っては、応援を求めた方の水防管理者の所轄のもとに（応援を求めた方の消防長又は消防団長と緊密に連絡し）努めて隊組織をもって（分団長又は、関係幹部のもとに）協力するものとする。
- 5 応援又は援助協力のために要した費用の負担については、あらかじめ相互の協定・協議により定めるが、協議が整わない場合は、知事にこれらの調停を要請するものとする。

第34 警察の協力応援

市長は警察の援助についてあらかじめ次の事項を協定し、水防のため必要があるときは本協定に基づき警察署長に対して警察官の援助を要請することができる。

- (1) 要請の目的，編成（人員）
- (2) 集合の場所日時
- (3) 任務，指導区分
- (4) 応援者の給食宿泊
- (5) 経費の負担区分

第35 自衛隊の協力応援要請

市長は、水防上、自衛隊の救援を必要と認めたときは、次の事項を緊急連絡の方法により知事（県河川課）に派遣を要請することができる。

- (1) 派遣要請の目的
- (2) 派遣要請の人員，車両，資器材等
- (3) 派遣要請の場所又は区域

第36 河川管理者の協力

市長は、自らが行う水防のための活動に対し、河川管理者（国土交通省関東地方整備局長及び県知事）に次の協力を依頼することができる。

- (1) 河川に関する情報の提供
- (2) 重要水防箇所の手合点検の実施
- (3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の貸与
- (5) 水防活動の記録及び広報

第14章 水防報告

第37 報告

市長は、洪水による被害を生じた場合は、次の方法により土木事務所を經由し知事に報告するものとする。

- (1) 概況報告

差し当り水害発生の日時，場所，人の被害，家屋の被害，田畑の被害等を電話又はその他の連絡手段を講じて知事に報告するものとする。

なお、特に水防資材等の救援を要する場合は、その旨あわせて連絡するものとする。

(2) 中間報告

被害状況が逐次判明した場合は、適時電話等をもって報告するとともに別表7の様式により報告を行うものとする。

ただし、死者、重傷者及び集団被害（おおむね50戸以上）若しくは特異な被害状況については、一般報告に優先しておおむね次の事項の報告を行うものとする。

- ア 死者、重傷者については、死傷の原因、住所、職業、氏名、年令、性別、要保護者の別（保護者の要否）参考事項
- イ 集団被害については、その状況と対策の概要

(3) 確定報告

被害状況が確定した場合は、中間報告の様式により知事に確定報告（宇都宮土木事務所経由）を行うものとする。

第38 水防活動実施報告

水防が終結したときは、市長は別表8により知事（宇都宮土木事務所経由）に水防活動実施報告書を提出するものとする。

第39 被害調査

被害調査のため受持区域分担は次のとおりとする。

方面別	区 域	主調査担当者	副調査担当者	報告先	連絡方法
第1方面	第1分団区域	第1分団長	同副分団長	消防局	MCA無線 又は電話など
第2方面	第2分団区域	第2分団長	〃	〃	〃
第3方面	第3分団区域	第3分団長	〃	〃	〃
第4方面	第4分団区域	第4分団長	〃	〃	〃
第5方面	第5分団区域	第5分団長	〃	〃	〃
第6方面	第6分団区域	第6分団長	〃	〃	〃
第7方面	第7分団区域	第7分団長	〃	〃	〃
第8方面	第8分団区域	第8分団長	〃	〃	〃
第9方面	第9分団区域	第9分団長	〃	〃	〃
第10方面	第10分団区域	第10分団長	〃	〃	〃
第11方面	第11分団区域	第11分団長	〃	〃	〃
第12方面	平石分団区域	平石分団長	〃	〃	〃
第13方面	清原分団区域	清原分団長	〃	〃	〃
第14方面	横川分団区域	横川分団長	〃	〃	〃

第 15 方面	瑞穂野分団区域	瑞穂野分団長	〃	〃	〃
第 16 方面	富屋分団区域	富屋分団長	〃	〃	〃
第 17 方面	国本分団区域	国本分団長	〃	〃	〃
第 18 方面	豊郷分団区域	豊郷分団長	〃	〃	〃
第 19 方面	篠井分団区域	篠井分団長	〃	〃	〃
第 20 方面	城山分団区域	城山分団長	〃	〃	〃
第 21 方面	雀宮分団区域	雀宮分団長	〃	〃	〃
第 22 方面	姿川分団区域	姿川分団長	〃	〃	〃
第 23 方面	上河内分団区域	上河内分団長	〃	〃	〃
第 24 方面	河内東分団区域	河内東分団長	〃	〃	〃
第 25 方面	河内西分団区域	河内西分団長	〃	〃	〃

第 15 章 その他

第 40 水防訓練

本市においては、別に定める水防訓練実施要領に基づき、水防訓練を実施するものとする。

なお、水防訓練を実施しようとするとき、又は実施したときは、次の事項を宇都宮土木事務所経由の上、知事に報告するものとする。

1 実施する場合

- (1) 月 日 時
- (2) 場 所
- (3) 河 川 名
- (4) 主 催
- (5) 実 施 予 定 工 法

2 実施した場合

- (1) 月 日 時
- (2) 場 所
- (3) 河 川 名
- (4) 実 施 工 法
- (5) 参 加 人 員
- (6) 使用資器材品名数量
- (7) 使用資材見積書

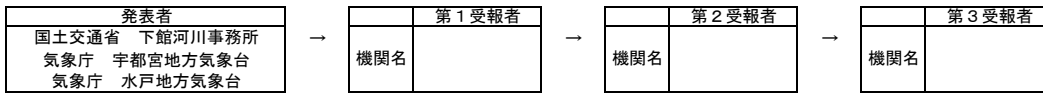
別表1 (第11関係)

水防関係機関連絡先

機 関 名	電話/FAX 番号	栃木県防災行政ネットワーク	所 在 地
国土交通省関東地方整備局 下館河川事務所	TEL 0296-25-2164 FAX 0296-25-2162		〒308-0841 茨城県筑西市二本成1753番地
石井出張所	TEL 667-0570 FAX 667-6601		〒321-0912 宇都宮市石井町2347番地
氏家出張所	TEL 682-2700 FAX 682-9991		〒329-1325 さくら市大中323番地2
栃木県県土整備部河川課	TEL 623-2445 FAX 623-2441	NW-TEL -500-2445 NW-FAX -500-2441	〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県宇都宮土木事務所	TEL 626-3164 FAX 626-3136	NW-TEL -501-3164 NW-FAX -501-7015	〒321-0974 宇都宮市竹林町1030番地2
〃 県民生活部消防防災課	TEL 623-2136 FAX 623-2146	NW-TEL -500-2136 NW-FAX -500-2146 NW-TEL -500-7111 静止画伝送装置 500-7520 防災電話 -500-7151 NW-FAX -500-7190	〒320-8501 宇都宮市塙田1丁目1番20号 } 統制室 } 災害対策本部室
〃 警察本部	TEL 621-0110 FAX 643-4506	NW-TEL -500-3795 NW-TEL -500-3796	(警備第1課) 〒320-8501 (警備第2課) 塙田1丁目1番20号
〃 宇都宮中央警察署	TEL 623-0110 FAX 内線 219		〒320-0055 宇都宮市下戸祭1丁目1番6号
〃 宇都宮東警察署	TEL 662-0110 FAX 内線 339		〒321-0962 宇都宮市今泉町2996番地2
〃 宇都宮南警察署	TEL 653-0110 FAX 内線 219		〒321-0136 宇都宮市みどり野町1番8号
陸上自衛隊第12特科隊	TEL 653-1551 内線236 FAX 653-1551 内線297	陸上自衛隊第12特科隊 NW-TEL -702-05 NW-FAX -702-01	〒321-0145 宇都宮市茂原1丁目5番45号 ※宇都宮市担当 第12特科隊本部管理中隊
宇都宮地方气象台	TEL 633-2767 FAX 635-9074	NW-TEL -701-02 NW-FAX -701-01	〒320-0845 宇都宮市明保野町1番4号
日本赤十字社栃木県支部	TEL 622-4801 FAX 624-4940	NW-TEL -703-02 NW-FAX -703-01	〒320-8508 宇都宮市若草1丁目10番6号
東京電力パワーグリッド 株式会社栃木総支社	TEL 305-8321 FAX 627-3415	NW-TEL -708-02 NW-FAX -708-01	〒320-0026 宇都宮市馬場通り1丁目1番11号
東京ガス株式会社 宇都宮支社	TEL 634-1911 FAX 634-1977	NW-TEL -709-02 NW-FAX -709-01	〒321-0953 宇都宮市東宿郷4丁目2番16号
東日本電信電話株式会社 NTT 東日本-栃木/災害対策室	TEL 662-4256 FAX 613-0986	NW-TEL -710-02 NW-FAX -710-01	〒321-0953 宇都宮市東宿郷4丁目3番27号
東日本旅客鉄道(株)大宮支社 宇都宮地区センター	TEL 621-0010 FAX 621-0010	NW-TEL -711-02 NW-FAX -711-01	〒321-0965 宇都宮市川向町1番23号
東武鉄道 宇都宮駅	TEL 633-2054		〒320-0808 宇都宮市宮園町5番4号
関東自動車株式会社	TEL 634-8131 FAX 633-7351		〒321-0934 宇都宮市築瀬4丁目25番5号
東野交通株式会社	TEL 662-1080 FAX 662-1113		〒321-0905 宇都宮市平出工業団地19番地8
宇都宮市行政経営部 危機管理課	TEL 632-2052 FAX 632-7123	NW-TEL -601-02 NW-FAX -601-01 静止画伝送装置 601-03	〒320-8540 宇都宮市旭1丁目1番5号
〃 建設部 技術監理課	TEL 632-2509 FAX 632-5370	NW-TEL -601-2509	〃
〃 建設部 道路管理課	TEL 632-2238 FAX 632-5370	NW-TEL -601-2238	〃
〃 建設部 道路保全課	TEL 632-2512 FAX 639-0626	NW-TEL -601-2512	〃
〃 建設部 道路建設課	TEL 632-2494 FAX 639-0626	NW-TEL -601-2494	〃
〃 建設部 河川課	TEL 632-2689 FAX 639-0614	NW-TEL -601-2689	〃
〃 建設部 道路保全課 都市基盤保全センター	TEL 661-0057 FAX 664-0004		〒321-0912 宇都宮市石井町1711番地1
宇都宮市消防局	TEL 625-5500 FAX 平日625-5509 夜間・休日625-3001	NW-TEL -651-02 NW-FAX -651-01	〒320-0014 宇都宮市大曾2丁目2番21号

栃木県防災行政ネットワークの防災行政用直通電話機（及びFAX）からの発信は、衛星回線8番の1桁発信、その他の局は自局の発信特番+上記局番

別表2 (第14関係)



正規

鬼怒川 氾濫注意情報
氾濫発生情報
氾濫注意情報 (警戒情報解除)

氾濫警戒情報
氾濫発生情報 (氾濫水の予報)

氾濫危険情報
氾濫注意情報解除

鬼怒川洪水予報第号

洪水注意報 (発表)	洪水注意報	洪水警報 (発表)
洪水警報	洪水注意報 (警報解除)	洪水注意報解除

平成 年 月 日 時 分

下館河川事務所・宇都宮地方気象台・水戸地方気象台 共同発表

(見出し)

発表内容
鬼怒川では、氾濫注意水位(レベル2)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み
鬼怒川では、当分の間、氾濫注意水位(レベル2)を超える水位が続く見込み
鬼怒川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み
鬼怒川では、当分の間、避難判断水位(レベル3)を超える水位が続く見込み
鬼怒川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、氾濫危険水位(レベル4)に到達する見込み
鬼怒川では、避難判断水位(レベル3)に到達したが、今後、水位は上昇しない見込み
鬼怒川では、氾濫危険水位(レベル4)に達する見込み
鬼怒川では、氾濫危険水位(レベル4)に到達し、氾濫のおそれあり
鬼怒川では、当分の間、氾濫危険水位(レベル4)を超える水位が続く見込み
鬼怒川では、氾濫危険水位(レベル4)を下回る
鬼怒川では、避難判断水位(レベル3)を下回る
鬼怒川では、氾濫注意水位(レベル2)を下回る
鬼怒川では、(堤防決壊による)氾濫が発生(レベル5)
鬼怒川では、(堤防決壊による)氾濫が続く

(主 文)

発表内容
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、「氾濫注意水位(レベル2)」を超える水位がしばらく続く見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、避難準備情報等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、避難準備情報等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」を超える水位が続く見込みです。引き続き、市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。〇〇市、△△市、〇〇町では、鬼怒川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、「避難判断水位(レベル3)」に到達しました。今後、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達する見込みです。〇〇市、△△市、〇〇町では、鬼怒川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、分頃に、避難準備情報等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」に到達しましたが、今後、水位は上昇しない見込みです。引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」に到達しました。〇〇市、△△市、〇〇町では、鬼怒川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、当分の間、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」を超える水位が続く見込みです。〇〇市、△△市、〇〇町では、鬼怒川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位(レベル4)」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、避難準備情報等の発令の目安となる「避難判断水位(レベル3)」を下回り、今後、水位は下降する見込みですが、引き続き、洪水に関する情報に注意して下さい。
鬼怒川の〇〇水位観測所(〇〇市〇〇)では、〇日〇時〇分頃に、「氾濫注意水位(レベル2)」を下回りました。
鬼怒川では、〇〇市〇〇地区(〇〇岸)付近において(堤防決壊による)氾濫が発生しました。(レベル5)直ちに、市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。
鬼怒川では、〇〇市〇〇地点(〇〇岸)付近より氾濫しています。(レベル5)市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

(雨量)

現在、雨は〇〇〇。

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
鬼怒川上流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

鬼怒川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます

観測所名	水位危険度		水防団 待機	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m) 又は流量 (m3/s)						
佐貫 (下) 水位観測所 (塩谷郡塩谷町)	〇日〇時〇分の状況	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
石井 (右) 水位観測所 (宇都宮市)	〇日〇時〇分の状況	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
川島 水位観測所 (筑西市)	〇日〇時〇分の状況	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
鬼怒川北海道 水位観測所 (常総市)	〇日〇時〇分の状況	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				
	〇日〇時〇分の予測	***	■■■■				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

(注意事項)

(参考資料)

(単位：水位 (m) 又は流量 (m3/s))

観測所名	佐貫 (下) 水位観測所	石井 (右) 水位観測所	川島水位観測所	鬼怒川北海道水位観測所
	塩谷町	宇都宮市	筑西市	常総市
レベル4 氾濫危険水位※	3.30	3.30	2.80	5.50
レベル3 避難判断水位※	2.60	2.60	1.80	4.80
レベル2 氾濫注意水位	2.30	1.50	1.10	3.50
レベル1 水防団待機水位	1.50	1.00	0.00	1.50
受け持ち区間	鬼怒川 左岸 栃木県塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から栃木県塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで 右岸 栃木県宇都宮市宮山町宇力ハタニ1302番地先から栃木県宇都宮市下岡本町まで	鬼怒川 左岸 栃木県宇都宮市板戸町から栃木県真岡市上江連まで 右岸 栃木県宇都宮市柳田町から栃木県小山市大字中河原まで	鬼怒川 左岸 茨城県筑西市下江連から茨城県常総市新石下まで 右岸 茨城県筑西市下川島から茨城県常総市古間木まで	鬼怒川 左岸 茨城県常総市三坂町から利根川への合流点まで 右岸 茨城県常総市花島町から利根川への合流点まで
		田川放水路 左岸 田川の分派点から鬼怒川への合流点まで 右岸 田川の分派点から鬼怒川への合流点まで		
氾濫が発生した場合の浸水想定区域	栃木県塩谷郡塩谷町〇〇地区-、 栃木県さくら市〇〇地区-、 栃木県塩谷郡高根沢町〇〇地区-、 栃木県宇都宮市〇〇地区-、 栃木県芳賀郡芳賀町〇〇地区-、 栃木県真岡市〇〇地区-、 栃木県河内郡上三川町〇〇地区-、 栃木県矢板市〇〇地区-	栃木県宇都宮市〇〇地区-、 栃木県真岡市〇〇地区-、 栃木県河内郡上三川町〇〇地区-、 栃木県下野市〇〇地区-、 栃木県小山市〇〇地区-、 茨城県結城市〇〇地区-、 茨城県筑西市〇〇地区-	栃木県小山市〇〇地区-、 茨城県結城市〇〇地区-、 茨城県筑西市〇〇地区-、 茨城県下妻市〇〇地区-、 茨城県結城郡八千代町〇〇地区-、 茨城県常総市〇〇地区-、 茨城県古河市〇〇地区-、 茨城県つくば市〇〇地区-	茨城県つくばみらい市〇〇地区-、 茨城県守谷市〇〇地区-、 茨城県古河市〇〇地区-、 茨城県取手市〇〇地区-、 茨城県つくば市〇〇地区-、 茨城県板東市〇〇地区-、 茨城県結城市八千代町〇〇地区-

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1危険箇所の避難判断水位・氾濫危険水位を避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難準備などの氾濫発生に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
川の防災情報 気象庁ホームページ	http://www.river.go.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://i.river.go.jp/

問い合わせ先

水位関係：国土交通省 下館河川事務所 調査課

電話：0296-25-2164（内線）591

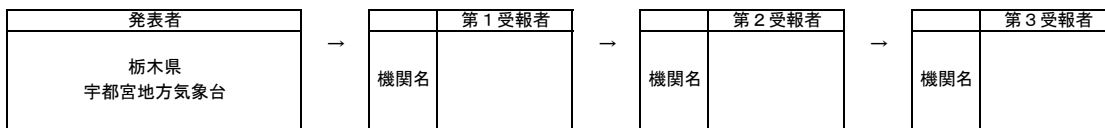
気象関係：気象庁 宇都宮地方气象台

電話：028-633-2767

気象庁 水戸地方气象台

029-224-1105

別表 3 (第15関係)



正規

〇〇川氾濫警戒情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報(発表)
平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
栃木県・宇都宮地方気象台 共同発表

(見出し)

〇〇川では、避難判断水位(レベル3)に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(レベル3)に到達しました。今後、水位はさらに上昇する見込みです。市町村からの避難情報に十分注意するとともに、適切な防災行動をとって下さい。

〇〇川の〇〇水位観測所(〇〇市)では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難判断水位(レベル3)に到達しましたが、今後、水位の上昇はない見込みです。今後の洪水予報に注意して下さい。

(雨 量)

流域	〇〇日〇〇時〇〇分~〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分~〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	△△ミリ	□□ミリ

(水 位)

〇〇川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m ³ /s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 (△△市)	〇〇日 〇〇時〇〇分	△△ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	△△ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	△△ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	△△ -				
〇〇 水位観測所 (△△市)	〇〇日 〇〇時〇〇分	□□ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	□□ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	□□ -				
	〇〇日 〇〇時〇〇分	□□ -				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位=計画高水位の場合は最大になります。

(参考資料)

(単位：水位(m)又は流量(m³/s))

観測所名	〇〇水位観測所	〇〇水位観測所	
	△△市	△△市	
レベル4 氾濫危険水位※	4.00	4.00	
レベル3 避難判断水位※	3.00	3.00	
レベル2 氾濫注意水位	2.00	2.00	
レベル1 水防団待機水位	1.00	1.00	
受け持ち区間	〇〇川	〇〇川	
	左岸 △△市△△から □□市□□まで 右岸 △△市△△から □□市□□まで	左岸 △△市△△から □□市□□まで 右岸 △△市△△から □□市□□まで	
はん濫が発生した 場合の浸水想定区 域	〇〇市, 〇〇市, 〇〇町, 〇〇町	〇〇市, 〇〇市, 〇〇町, 〇〇町	

※避難判断水位、氾濫危険水位：水位観測所受け持ち区間内の第1位危険箇所の
避難判断水位・氾濫危険水位を水位観測所に換算した水位です。

水位危険度レベル	水位	求める行動の段階
レベル5	氾濫の発生以降	氾濫水への警戒を求める段階
レベル4	氾濫危険水位から氾濫発生まで	いつ氾濫してもおかしくない状態 避難していない住民への対応を求める段階
レベル3	避難判断水位から氾濫危険水位まで	避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を求める段階
レベル2	氾濫注意水位から避難判断水位まで	氾濫の発生に対する注意を求める段階
レベル1	水防団待機水位から氾濫注意水位まで	水防団が体制を整える段階

「雨量」「水位」等の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

	パソコンから	携帯電話から
栃木県ホームページ 気象庁ホームページ	http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/ http://www.jma.go.jp/	http://www.dif.pref.tochigi.lg.jp/m/

問い合わせ先

水位関係：栃木県土木整備部河川課
気象関係：気象庁宇都宮地方気象台

電話：028-623-2445 (内線)2445
電話：028-633-7260 (内線)

川 氾濫 危険 警戒 注意 情報

平成 ____年 ____月 ____日
____時 ____分 発表
栃木県県土整備部河川課
土木事務所

【主文】

_____川は、__日 __時 __分に、_____観測所で、
○○○○水位 ____m に達しました。

_____観測所では、__時__分 ~ __時__分
の1時間に、水位が約____mに達しました。
現在も水位が上昇していますので、防災関係機関の発表
する情報に注意して下さい。

今後の気象状況や、市町村長が発表する避難情報等に
注意して下さい。

(参考)

_____川 _____観測所 _____

現 在 水 位 _____m

氾濫危険水位(危険水位) _____m

避難判断水位(特別警戒水位) _____m

氾濫注意水位(警戒水位) _____m

水防団待機水位(通報水位) _____m

問い合わせ先
栃木県県土整備部河川課
TEL : 028-623-2445
土木事務所
TEL - -

別表5 (第20関係)

水 防 警 報 (待機・準備・出動・指示・解除)

発 令 河 川	基準水位観測所	発 表 番 号

平成 年 月 日 時 分 国土交通省 下館河川事務所発表

【現況】

- 1 水位は、_____ 日 _____ 時 _____ 分現在 _____ mです。
- 2 水位は、
 (水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位)
 (に達し・を超え・を下回り)、
 (上昇しています・横ばいの状態です・下降しています)
- 3 水位は、
 (水防団待機水位・はん濫注意水位・避難判断水位・はん濫危険水位)
 (を上回る見込みです・程度の見込みです・を下回る見込みです)

【被害状況】

【発表】

- 1 水防機関は、待機してください。
- 2 水防機関は、準備してください。
- 3 水防機関は、出動してください。
- 4 水防機関は、厳重に警戒してください。
- 5 水防機関は、引き続き注意してください。
- 6 水防機関は、出動体制を強化してください。
- 7 水防警報を解除します。

【特記】

下館河川事務所の水防警報発令状況				
基本水位観測所/情報種別	待機	準備	出動	解除
佐貫(下)				
石井(右)				
川島				
鬼怒川水海道				
三谷				
黒子				
上郷				
小貝川水海道				

問い合わせ先

国土交通省 下館河川事務所 調査課 電話：0296-25-2171

(参考)

「雨量」「水位」の情報は、下記のサイトからもご覧いただけます。

川の防災情報	パソコンから	携帯電話から
	http://www.river.go.jp/	http://i.river.go.jp/

別表6 (第21関係)

水 防 警 報

種類	待機・準備・出動・指示・情報・解除			
発表河川		基準水位観測所	第 ___ 号	
日時	平成 年 月 日 時 分 〔 栃木県県土整備部河川課 _____ 土木事務所発表 〕			
番号	発 表 内 容			
1	_____〔 ①流域 〕 _____〔 ②地点 〕	の雨量は、 ___ 日 ___ 時まで _____ mmです。		
2	_____の水位は、 ___ 日 ___ 時 現在 _____ mです。			
3	現況文	_____の水位は、 ___ 日 ___ 時 ___ 分に		
		〔 ①水防団待機水位(通報水位) _____ m ②氾濫注意水位(警戒水位) _____ m ③氾濫危険水位(危険水位) _____ m ④最高水位 _____ m 〕	〔 ⑤に達しました。 ⑥を越えました。 ⑦を下回りました。 〕	
4		_____の水位は、		
		〔 ①1時間に _____ cm程度上昇して ②平衡状態が続いて ③1時間に _____ cm程度下がって 〕	います。	
5	予想	_____の水位は、 ___ 日 ___ 時 ___ 分に _____ m程度と見込まれます。		
6	被災状況	_____地先の	〔 ① 堤防 〕〔 ⑤漏水 ⑥亀裂 ⑦洗掘 〕 〔 ② 堤内地 〕〔 ⑧法崩れ ⑨護岸破損 〕 〔 ③ 無堤地 〕〔 ⑩破堤 ⑪越水 ⑫浸水 〕 〔 ④ _____ 〕〔 ⑬ _____ 〕	が発生 〔 ⑭する恐れがあります。 ⑮しました。 〕
7			水防機関は、〔 ①嚴重に警戒 〕 〔 ②引き続き注意 〕 してください。	
8	発表文	水防機関は、〔 ①待機 〕 〔 ②準備 〕 〔 ③出動 〕 してください。		
9		水防機関は、出動体制を強化し水防工法を行ってください。		
10		水防機関は、巡視員を現地に残し、待機してさしつかえありません。		
11		水防警報を解除します。		
12	特記			

別表7 (第37関係)

平成 年 月 日 時から
年 月 日 時まで

被害状況

中間
確定報告
市町村名 宇都宮市
作成者氏名

(1) 住家、非住家、田畑、耕地、道路の被害

(2) 橋梁、堤防、山林、その他の被害

被害種別		被害数量		被害種別		被害数量	
人の被害	罹災者数			橋梁	国道	流失	箇所数
	死者					延長(m)	
	行方不明者					落下	箇所数
	重傷					延長(m)	
	家畜損害見積額					撤去	箇所数
住家の被害	全壊	戸数		市町村道の被害	国道	延長(m)	
		人員				その他	箇所数
	半壊	戸数				延長(m)	
		人員				計	損害見積額(円)
	一部破損	戸数				市町村道の被害	流失
		人員			延長(m)		
	流失	戸数			落下		箇所数
		人員			延長(m)		
	浸水	床上	戸数				撤去
			人員			延長(m)	
床下		戸数		その他	箇所数		
		人員		延長(m)			
計	戸数		計	損害見積額(円)			
	人員						
非住家の被害	全壊	棟数		堤防の被害	国道負担の堤防	流失	箇所数
		延長(m)				延長(m)	
	半壊	棟数				決壊	箇所数
		延長(m)				延長(m)	
	一部破損	棟数				崩壊	箇所数
延長(m)			延長(m)				
流失	棟数		埋没	箇所数			
	延長(m)		延長(m)				
浸水	床上		計	損害見積額(円)			
	床下						
農地の被害	田	棟数		市町村負担の堤防	国道	流失	箇所数
		延長(m)				延長(m)	
		浸水(ha)				決壊	箇所数
		冠水(ha)				延長(m)	
		流失(ha)				崩壊	箇所数
	埋没(ha)		延長(m)				
	その他(ha)		埋没		箇所数		
	計	損害見積額(円)			延長(m)		
	畑	浸水(ha)			山林の被害	計	損害見積額(円)
		冠水(ha)				荒廃林地	面積(ha)
流失(ha)			損害見積額(円)				
埋没(ha)			林道	延長(m)			
その他(ha)			損害見積額(円)				
計	損害見積額(円)		林産物	損害見積額(円)			
耕地の被害	田	面積(ha)		計	損害見積額(円)		
	畑	面積(ha)					
道路の被害	公共施設の被害			被害見積額計(円)	備考		
	国道	冠水	箇所数		(1) 住家、非住家の全壊には埋没による全壊も含み、半壊一部破損の場合もこれに準ずるものとする。		
			延長(m)		(2) 住家、非住家の損害額については建物内にある家財道具荷品、機械器具等の一切の動産の被害額。		
		流失	箇所数		(3) 農作物の被害中(その他)の欄には田畑に取りおきたる作物又は風害による損害減収見込数量を記入すること。		
			延長(m)		(4) 荒廃林地とは風雨により山の土砂が崩壊し荒廃した山林のことであり林道には搬出路を含む。		
		決壊	箇所数		(5) 林産物の損害見積額には木材、薪炭その他林産物の被害を含むものとする。		
	延長(m)		(6) 全壊とは補修をしても使用に堪えない程度のも、半壊とは補修(小修繕を除く)による再使用に堪える程度のもの。一部破損とは部分的小修繕により使用に堪える程度のものをいう。				
	埋没	箇所数	(7) 損害見積額の査定は基準による。住家非住家は新築一年以内に及び建築中のものは建築費をもって価格としその他は現物として売買することのできる一般市価を基準とする。				
		延長(m)	(8) 耕地の被害の公共施設とは農道、水路、護岸堤防、水梁、隧道井桶、架桶、溜池、橋梁をいう。				
	市町村道の被害	計	損害見積額(円)				
冠水		箇所数					
延長(m)							
流失		箇所数					
延長(m)							
決壊	箇所数						
	延長(m)						
	埋没	箇所数					
延長(m)							
計	損害見積額(円)						

別表 8 (第38関係)

水防活動実施報告 (平成〇年〇月分)

水防管理団体名 指 定 別 非 指 定 別	団体名	水防活動 延 人	水 活 動 (A)	使用 (消費) 資材費			合 計 (A+B)	水 防 活 動 を 実 施 日 を た 月 日	考 備
				主 資 材	要 材	そ の 他 資 材 品			
指 定	宇都宮市								

注 1. 主要資材とは、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂である。
 2. 水防活動費とは、水防団員の出動手当、食料費等である。
 3. 用紙はA4版横書とすること。

水 防 法

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和二十二年法律第二百二十六号）第九条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘こう 門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第三十六条第一項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第四章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第七条（同法第百条第一項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第七条第三項において同じ。）及び同法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川（同法第四条第一項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第四条第一項に規定する公共下水道管理者、同法第二十五条の十一第一項に規定する流域下水道管理者及び同法第二十七条第一項に規定する都市下水道管理者をいう。第七条第四項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第二章 水防組織

(市町村の水防責任)

第三条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第三条の二 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適當であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第三条の三 水害予防組合法（明治四十一年法律第五十号）第十五条第一項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第三項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつている財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について二以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第三条の四 水防事務組合の議会の議員は、組合規約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合規約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはな

らない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第三条の五 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第二項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第三条の六 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第四条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第五条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

- 2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

- 3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(水防団)

第六条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

- 2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(公務災害補償)

第六条の二 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

- 2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

(退職報償金)

第六条の三 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防

団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第七条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第九条第二項又は第五項の規定により都道府県知事又は地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の長が河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第一項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第一項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第十四条第一項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 二以上の都道府県に關係する水防事務については、關係都道府県知事は、あらかじめ協定して当該都道府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とする。

7 都道府県知事は、第一項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

（都道府県水防協議会）

第八条 都道府県の水防計画その他水防に關し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

2 都道府県水防協議会は、水防に關し關係機關に対して意見を述べることができる。

3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、關係行政機關の職員並びに水防に關係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に關し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第三章 水防活動

(河川等の巡視)

第九条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成二十三年法律第百二十三号）第二条第十項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第十条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第十二条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第十条第三項若しくは前条第一項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところによ

り、公表しなければならない。

(国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の二 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第二条第三号に規定する公共下水道、同条第四号に規定する流域下水道又は同条第五号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第十四条の二第一項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知)

第十三条の三 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、

その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第十三条の四 第十条第二項若しくは第十三条第一項の規定により通知をした国土交通大臣又は第十一条第一項、第十三条第二項、第十三条の二第一項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第六十条第一項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第三項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第十四条 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨(想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第十四条の二 都道府県知事は、第十三条の二第一項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第二項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなつた場合又は当該指定に係る排水施設(当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。)から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなつた場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第十四条の三 都道府県知事は、第十三条の三の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第十五条 市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第十四条第一項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第十四条の二第一項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第一項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第四号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

一 洪水予報等（第十条第一項若しくは第二項若しくは第十一条第一項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第十三条第一項若しくは第二項、第十三条の二若しくは第十三条の三の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第四十八条第一項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第三項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第十五条の三において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの
 - ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第十五条の四において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの
 - 五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。
- 一 前項第四号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。）当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員
 - 二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の三第六項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
 - 三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第十五条の四第一項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第一項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第十五条の十一において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- 一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の土砂災害警戒区域 同法第八条第三項に規定する事項
 - 二 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域 同法第五十五条に規定する事項

（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）

- 第十五条の二 前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前二項の規定は、第一項に規定する計画の変更について準用する。

- 5 市町村長は、第一項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する二以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第一項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第一項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第一項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かななければならない。
- 10 第一項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第十五条の三 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 3 市町村長は、第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 5 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行わなければならない。
- 6 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要

配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 7 第一項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第十五条の四 第十五条第一項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第十五条の五 第十五条から前条までの規定は、災害対策基本法第十七条第一項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第十五条第一項中「市町村防災会議（災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第十七条第一項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第四十二条第一項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第四十四条第一項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第二項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第三項、第十五条の二第一項及び第五項、第十五条の三第一項並びに前条第一項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(浸水被害軽減地区の指定等)

第十五条の六 水防管理者は、洪水浸水想定区域（当該区域に隣接し、又は近接する区域を含み、河川区域（河川法第六条第一項に規定する河川区域をいう。）を除く。）内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であつて浸水の拡大を抑制する効用があると認められるものを浸水被害軽減地区として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする区域をその区域に含む市町村の長の意見を聴くとともに、当該指定をしようとする区域内の土地の所有者の同意を得なければならない。

- 3 水防管理者は、第一項の規定による指定をするときは、国土交通省令で定めるところにより、当該浸水被害軽減地区を公示するとともに、その旨を当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長及び当該浸水被害軽減地区内の土地の所有者に通知しなければならない。
- 4 第一項の規定による指定は、前項の規定による公示によつてその効力を生ずる。
- 5 前三項の規定は、第一項の規定による指定の解除について準用する。

(標識の設置等)

- 第十五条の七 水防管理者は、前条第一項の規定により浸水被害軽減地区を指定したときは、国土交通省令で定める基準を参酌して、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、浸水被害軽減地区の区域内に、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 2 浸水被害軽減地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、前項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
 - 3 何人も、第一項の規定により設けられた標識を水防管理者の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。
 - 4 水防管理団体は、第一項の規定による行為により損失を受けた者に対して、時価によりその損失を補償しなければならない。

(行為の届出等)

- 第十五条の八 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為その他の行為で政令で定めるもの及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 2 水防管理者は、前項の規定による届出を受けたときは、国土交通省令で定めるところにより、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。
 - 3 水防管理者は、第一項の規定による届出があつた場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

(大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の九 国土交通大臣は、第十条第二項又は第十三条第一項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「大規模氾濫減災協議会」という。）を組織するものとする。
- 2 大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。
 - 一 国土交通大臣
 - 二 当該河川の存する都道府県の知事

- 三 当該河川の存する市町村の長
 - 四 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 五 当該河川の河川管理者
 - 六 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 七 第三号の市町村に隣接する市町村の長その他の国土交通大臣が必要と認める者
- 3 大規模氾濫減災協議会において協議が調った事項については、大規模氾濫減災協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、大規模氾濫減災協議会の運営に関し必要な事項は、大規模氾濫減災協議会が定める。

(都道府県大規模氾濫減災協議会)

- 第十五条の十 都道府県知事は、第十一条第一項又は第十三条第二項の規定により指定した河川について、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行うための協議会（以下この条において「都道府県大規模氾濫減災協議会」という。）を組織することができる。
- 2 都道府県大規模氾濫減災協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
- 一 当該都道府県知事
 - 二 当該河川の存する市町村の長
 - 三 当該河川の存する区域をその区域に含む水防管理団体の水防管理者
 - 四 当該河川の河川管理者
 - 五 当該河川の存する区域の全部又は一部を管轄する管区気象台長、沖縄気象台長又は地方気象台長
 - 六 第二号の市町村に隣接する市町村の長その他の当該都道府県知事が必要と認める者
- 3 前条第三項及び第四項の規定は、都道府県大規模氾濫減災協議会について準用する。この場合において、同項中「前三項」とあるのは、「次条第一項及び第二項並びに同条第三項において準用する前項」と読み替えるものとする。

(予想される水災の危険の周知等)

- 第十五条の十一 市町村長は、当該市町村の区域内に存する河川（第十条第二項、第十一条第一項又は第十三条第一項若しくは第二項の規定により指定された河川を除く。）のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、当該河川において予想される水災の危険を住民等に周知させなければならない。

(河川管理者の援助等)

- 第十五条の十二 河川管理者は、第十五条の六第一項の規定により浸水被害軽減地区の指定をしようとする水防管理者及び前条の規定により浸水した地点、その水深その他の状況を把握しようとする市町村長に対し、必要な情報提供、助言その他の援助を行うものとする。
- 2 河川管理者は、前項の規定による援助を行うため必要があると認めるときは、河川法第五十八条の

八第一項の規定により指定した河川協力団体に必要な協力を要請することができる。

(水防警報)

第十六条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第一項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第十七条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第十八条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第十九条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(水防信号)

第二十条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

- 2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第二十一条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又

はその区域からの退去を命ずることができる。

- 2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第二十二條 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第二十三條 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

- 2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。
- 3 第一項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。
- 4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第二十四條 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第二十五條 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第二十六條 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第二十七條 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第五号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第二十八条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前二項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第二十九条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第三十条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第三十一条 二以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第三十二条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第四十三条の二において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

一 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

二 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

3 第一項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第十九条、第二十一条、第二十二條、第二十五条、第二十六条及び第二十八条の規定の適用については、第十九条第一項中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者」とあり、第二十一条第一項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第二項中「水防団長、水防

団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第十九条第二項及び第二十八条第三項中「水防管理団体」とあるのは「国」と、第二十二条中「水防管理者」とあり、第二十五条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第二十六条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第二十八条第一項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」とする。

(水防訓練)

第三十二条の二 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第三十二条の三 津波防災地域づくりに関する法律第五十三条第一項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第五十四条第一項第三号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第四章 指定水防管理団体

(水防計画)

第三十三条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第一項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第十六条第一項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。

3 指定管理団体の水防管理者は、第一項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

4 第七条第二項から第四項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第三十四条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。

3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。

4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係

のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。

5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第三十五条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第五章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第三十六条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。

3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。

4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第三十七条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

一 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他の水防活動に協力すること。

二 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。

三 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。

四 水防に関する調査研究を行うこと。

五 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。

六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第三十八条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第一号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第三十九条 水防管理者は、第三十七条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第三十七条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第四十条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第六章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第四十一条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第四十二条 水防管理団体の水防によつて当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつせんを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつせんをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第四十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第四十三条の二 第三十二条第一項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第四十四条 都道府県は、第四十一条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管

理団体に対して補助することができる。

- 2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、二以上の都府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なもの政令で定める水防施設の設置に係る金額の二分の一以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。
- 3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の三分の一に相当する額以内とする。

第七章 雑則

(第二十四条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第四十五条 第二十四条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第四十六条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第四十七条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

- 2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第四十八条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第四十九条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第五十条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第五十一条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第八章 罰則

第五十二条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第五十三条 刑法(明治四十年法律第四十五号)第二百二十一条の規定の適用がある場合を除き、第二十一条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかった者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第五十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十五条の七第三項の規定に違反した者

二 第十五条の八第一項の規定に違反して、届出をしないで、又は虚偽の届出をして、同項本文に規定する行為をした者

第五十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金又は拘留に処する。

一 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者

二 第二十条第二項の規定に違反した者

三 第四十九条第一項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

参 考

水防法第4条により、宇都宮市指定水利管理団体として栃木県知事から指定されたのは、昭和44年8月8日である。

第三章 予報及び警報

（予報及び警報）

第十三条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第十六条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第一項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前二項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第十三条の二 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれ著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第一項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、第一項の基準の変更について準用する。

5 前条第三項の規定は、第一項の警報（第十五条の二第一項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第十四条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第十三条第三項の規定は、第一項の予報及び警報をする場合に準用する。

第十四条の二 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和二十四年法律第百九十三号）第十条第二項の規定

により指定された河川について、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（はん濫した後においては、水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第十一条第一項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。
- 4 第十三条第三項の規定は、前三項の予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第十四条の二第一項から第三項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 5 第二項又は第三項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第十七条及び第二十三条の規定は、適用しない。

第十五条

気象庁は、第十三条第一項、第十四条第一項又は前条第一項から第三項までの規定により、気象、地震、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第一項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第一項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第一項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第十五条の二 気象庁は、第十三条の二第一項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなったときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。

- 3 前条第二項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第一項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第二項又は前項において準用する前条第二項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。
- 5 前条第五項の規定は海上保安庁の機関が第一項の通知を受けた場合に、同条第六項の規定は日本放送協会の機関が第一項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

重要水防箇所評定基準（国の基準）

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を越える箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは天端幅が、計画の堤防断面あるいは計画の天端幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ ・ す べ り	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施工の箇所。	法崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施工の箇所。法崩れ又はすべりの実績はないが、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で 所要の対策が未施工の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施工の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施工の箇所。漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防であること、あるいは基礎地盤及び堤体の土質等からみて、漏水が発生するおそれがある箇所で、所要の対策が未施工の箇所。	
水 衝 ・ 洗 掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるがその対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工 事 施 工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新 堤 防 ・ 破 堤 防 ・ 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸 閘			陸閘が設置されている箇所。

重要水防箇所評定基準（県の基準）

種 別	重 要 度	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤 防 高 (流下能力)	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が堤防高さ不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が低下して、その原因が堤防高さ不足に起因し氾濫の予想される箇所。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤 防 断 面	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が河川断面不足に起因し最も氾濫の予想される箇所。 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地が人家密集等の危険な箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 一連区間のうち流下能力が著しく低下して、その原因が河川断面不足に起因し氾濫の予想される箇所。 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの）。 近年の出水により氾濫の実績があり背後地に被害が予想される箇所。
堤 体 強 度	<ol style="list-style-type: none"> 新堤で、築造後1年未満の箇所。 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所で埋戻し後1年未満の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 新堤防で、築造後3年未満の箇所。 橋梁、樋門、樋管等の施工箇所で埋戻し後3年未満の箇所。 堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所。
漏 水	堤体あるいは基礎地盤より漏水の実績があるもの、又、その恐れが十分ある箇所。	従来漏水の不安があり、これに対して措置が講じられた実績がある箇所。
水 衝	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時の水衝部において低水護岸高水護岸が度々破損される箇所。 破堤又は、破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 洪水時の水衝部となり低水護岸、高水護岸があるが完全とは考えられない箇所。 護岸が古くなって効用が著しく減じられている箇所。
洗 掘	<ol style="list-style-type: none"> 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されている箇所。 水制等が破損して危険が予想される箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 河床の低下等が著しく護岸堤脚等の洗掘される恐れのある箇所。
工 事 施 工	<ol style="list-style-type: none"> 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるをえない工事で樋門、樋管等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所。 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所。 工事施工に伴い一時的であるが危険が予想される箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所。
工 作 物	<ol style="list-style-type: none"> 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下漏水等により不慮の事故が予想される箇所。 橋梁桁下高及び通水断面の過少又は固定堰等で特に危険が予想される箇所。 	<ol style="list-style-type: none"> 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じ易い箇所。

水 防 関 係 常 用 語

分 類	用 語	意 味
河 川	堤防斜面	堤防護岸等の斜面。
	上 面	堤防の上端。
	流 域	一つの河川に降った雨が集まってくる範囲。
	水 系	同じ流域内にある河川，湖沼，水路の総称。
	全 川	一河川の上流部から海に至るまでの区間。
	遊水池	大水を調節する為に特に川中の広い部分をさらに広げて平地又は低湿地に作った池。(貯水池，調節池と異なり，河道の一部を広げて大水を一時遊ばせておく。)
	ほん せん 本 川	その水系を代表する河川。
	し せん 支 川	他の川に合流する河川。
	派 川	ある川から分かれて流れる河川。
	よゆうだか 余裕高	計画高水位より堤防上面までの高さ。
水 位	水 位	川の水面の高さ。(基準面は，各河川別に独特の基準を用いる。一般に水位は，水位標の0点からの読み数で表す。)
	水位標	目盛板をつけて水位を計るために設ける施設。
	水防団待機水位 〔通報水位〕	各水防機関が水防活動の準備を始める目安となる水位。
	はん濫注意水位 〔警戒水位〕	水害に備え各水防機関が出動して，水防活動を行う目安となる水位。
	避難判断水位 〔特別警戒水位〕	はん濫危険水位を越える水位であって，避難判断の参考の一つとなる水位。
	はん濫危険水位 〔危険水位〕	河川の水があふれるおそれのある水位。
	こう 計画高水位	川の堤防工事の計画上，その堤防が耐えられる最高の水位。
状 態	引き水	川の水が高い水位から減水する時の状態をあらわした状態。(この状態のとき，堤防に浸透していた水が引き出されて，これにより堤防その他の被害が出る。)
	たい すい 滞 水	水がなかなか引かない状態をいう。
	ろう すい 漏 水	堤防又は堤防基盤から水がもれること。
	水があふれる	川の水が堤防上面をあふれこすこと。
	なみか 波欠け	出水時，波浪によって堤防斜面が欠けていくこと。
	深掘れ	激しい川の流れや波浪などにより，堤防の土が削り取られること。

